

平成13年6月14日(木曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会 事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員 事務局長
真木憲一	農業委員会 事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成13年6月第2回定例会

議事日程第2号

第2回定例会

平成13年6月14日(木)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

平成13年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

佐藤 清議長 お早うございます。これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

佐藤 清議長 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

## 一般質問通告書

平成13年6月14日(木)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	行政改革について	行政改革大綱について (イ)実施計画について (ロ)醍醐小学校に幼児学級施設整備を図ることについて (ハ)幼児学級の今後のあり方について (ニ)教育施設と地域振興について	2番 松田 孝	市長 教育委員長
2	市行政改革実施計画について	行政改革実施計画の課題と問題点について	15番 伊藤 諭	市長
3	チェリークア・パーク民活エリアの進捗状況について	民活エリアの宿泊部門は全国都市緑化フェアまでにオープンできるのか。 中国パール販売(株)のスパリゾート施設建設は本当に大丈夫なのか。 地域総合整備資金貸付について		市長
4	社会教育について	学校教育との関わりについて 家庭教育について 地区公民館と分館の役割について	19番 松田 伸一	教育委員長
5	教育行政について	扶桑社発行の中学校歴史・公民教科書が137カ所もの修正の後検定を通過し、現在各地で展示公開されている。見解は。 歴史を学ぶことの意義について。 殊にアジア近隣諸国との親善、友好を深める上での歴史教育のあり方についてどのように考えるか。 教科書採択に当たり、従来のやり方を変更、改善した点はあるのか。	16番 佐藤 暘子	教育委員長

## 松田 孝議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 1 番について、2 番松田 孝議員。

〔 2 番 松田 孝議員 登壇 〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市民を代表し、通告してある課題について市民の立場から質問いたします。市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

寒河江市は、今から 5 年前の平成 8 年 5 月に元自治省の指導を受けて、昭和 61 年 2 月に引き続き 2 度目の行政改革大綱を作成したと聞いています。その内容も昭和 61 年当時の重点事項と変わらず、事務事業の見直し、時代に即応した組織機構の見直しについて、定員管理及び給与の適正化の推進、効率的な運営と職員的能力開発の推進、行政の情報化の推進による行政サービスの向上、公共施設の設置及び管理運営について、市議会の合理化の 7 項目でした。

さらに、平成 10 年 3 月には行政改革実施計画を策定し、その内容は 38 項目と膨大な改革項目でした。

私は、その中の一つ、平成 11 年 6 月議会で行政改革の項目について、地域住民の立場で特に白岩出張所廃止について、関連して廃止決定に至る当局の手法にかかわる幾つかの問題について一般質問で取り上げました。

一つ目、当局の一方的な廃止についての説明であり、住民の意見を聞くという態度ではなかったこと。

二つ目は各町会長さんや元市職員へ廃止に向けた事前の説得工作を行い、説明会に臨ませたこと。

三つ目、白岩地区連合会に要望書を出させ、廃止の見返りとして条件を加えたことなど、市当局の行政改革の進め方は非常に強引で、住民不在の強権政治そのものであります。

その結果として、地域住民の中には今も出張所廃止に対する強い不満が残っています。地方自治体の仕事とは、地方自治法でうたわれているとおり地域住民の健康、生命、安全を守り、生活と福祉の保持を図ることが本来の目的であります。当局は自治体のあり方に反して、行政改革の名のもとにさらに追い打ちをかけて、平成 13 年 5 月 31 日にはまた新たな行政改革の目標を示しました。六つの重点事項をさらに 23 項目に細分化し、13 年度から 3 カ年と期限つきで達成すべき目標を掲げました。この背景には国と自治体が大型公共投資政策を実施し、借金を拡大してきた構造的な要因と景気変動に伴う地方税収の落ち込みという悪循環が要因となっています。

こうした中で、全国の地方自治体は住民の不満や批判をよそに、市民に新たな負担を次々と押しつける事態がここ数年続いております。今回の行政改革大綱実施計画に 幼児学級の見直しがあります。白岩出張所廃止に引き続き、これまで一度も行革の対象にも上げていなかった幼児学級の廃止が議員懇談会で示されました。これだけ重大な問題に教育委員会はもとより担当課も出席しないままの説明は、異常としか思えません。少子化対策や幼児教育の必要性を口にしながら、一方では行政改革を隠れみに小集団では競争力に問題がある、また、幼児学級と保育所との格差などを強調し、幼児学級を段階的に切り捨てようとしております。

昭和 32 年以来、学校施設として併設し、幼児教育の場としてはぐくまれてきた幼児学級を一般的な効率だけを優先する行政改革に含め廃止することは決して許されません。幼児学級を 4 地区にすべて現状のまま存続すべきだと考えます。

そこで、伺います。

実施計画では幼児学級の見直しとなっていますが、どのような経過で取り上げられたのか、地区の要望を踏まえた上での計画なのか、それとも単に財政上の節減を図る目的で見直しを進めていくのか、市長に見解を伺いたいと思います。

今、日本は全国的に猛烈な勢いで少子化が進んでいます。ことしの子供の日に総務省がまとめた統計によると、2001年4月1日現在、15歳未満児は1,834万人で、前年度より24万人減り、20年連続の減少となっており、総人口に占める割合も14.4%で前年より0.3%減り、戦後最低を更新したとのこと。

ちなみに私たちが幼少時代、1950年当時には子供の割合は35.4%でした。現在、その当時より21%も減少しています。本市の15歳未満児の人口推移を見ますと昭和40年には1万893人で、平成7年には7,508人と3,385人も減少しています。

ところで、寒河江市の各幼児学級の入級幼児数を見ますと、昭和63年と平成13年度の対比では醍醐幼児学級は32人が19人に、幸生幼児学級は9人が8人に、田代幼児学級は9人が2人に、三泉幼児学級は46人が18人となっています。この14年間の入級幼児数を見る限り多少は変動はあります。しかし、当局が示している入級幼児数の減少は、閉級につながる数字的な要因は全く考えられない状況であります。

地区のお母さんやおばあさんからは、幼児学級を地区からなくさないでほしいという声が多く上がっております。本年度に入って醍醐小学校の改築に伴う基本設計が進められているわけですが、これまで既に改築が行われてきた幸生、田代、三泉小学校には幼児学級が併設されてきた経過があります。このことを踏まえれば、当然として地区間の公平性からいっても醍醐地区に幼児学級を建設し、これまで以上に充実した幼児教育の場を地域住民に提供するのが行政の責務ではないでしょうか。

幼児学級を廃止しようとする要因は何なのか、幼児数の数なのか、それとも財政的な要因なのか、教育委員長に伺いたいと思います。

次に、幼児学級の今後のあり方について伺います。

平成2年2月に全員協議会に幼児学級のあり方について、幼児教育指針をまとめ議会に示したと聞いております。その内容は、幼児教育の必要性、国における幼児教育の位置づけ、本市の幼児教育の現状、市の幼児教育のありよう、今後の幼児教育の振興などに分類されております。

この教育要領は平成2年から実施され、以後これを基本に幼児教育が進められています。市の幼児教育のありようについては、現状分析と将来の展望について各幼児施設ごとに述べており、幼児学級については幼少間の連続教育の評価や維持、向上を図るとしてあります。まさに幼児学級はこの基本方針に従って、それぞれの地域の住民の協力を得て、幼児教育施設としてこれまで定着し、運営されてきました。

ところが、教育委員会は幼児学級廃止の大転換を図るために既に説明会などを開き、廃止のための準備を進めています。教育委員会は実施計画が議会に示される前、1週間前の5月23日に幼児学級の今後のあり方に関する懇談会を開いたとのこと。参加者は三泉、醍醐地区連合会長、田代、幸生区長を初め各幼児学級長、PTA、幼児学級保護者代表、かもしかクラブなどの代表者20名で、廃止を前提とした今後の幼児教育のあり方について説明がなされたと聞いています。教育委員会は、その数カ月前にも醍醐地区役員に醍醐小学校改築に伴う幼児学級の併設は諸条件などの理由もあり、不可能との趣旨を伝えたとのこと。であります。

参加者のお話では、教育委員会は改築が行われる予定の醍醐小学校に新たに幼児学級を併設しないこと、醍醐幼児学級を平成15年度までに完全に廃止する方針や幸生、田代幼児学級も醍醐幼児学級と並行して廃止、また、三泉幼児学級を段階的に廃止する計画です。廃止後の具体的な対応についても説明がなされたとのこと。です。当局は、醍醐小学校改築基本計画の中で、既に幼児学級を併設しない方針を決定していたにもかかわらず、これまで議会には全く諮らずに進めようとした意図は何なのか、教育委員長に見解を伺いたいと思います。

なぜ、これだけ重大な政策転換を行いながら、議会にも市民にも諮らず、単なる行革の一つとして幼児学級の廃止を決定したのか、また幼児教育のあり方についての基本方針を変えるのであれば、議会に対してそれなりの手続が必要ではなかったのか。また、基本方針としての整合性はどのように図っていくのか。さらに、先日、懇談会の内容はどんな説明が行われたのか、教育委員長に伺いたいと思います。

次に、幼児教育施設と地域振興について伺います。

北部地域は、かつてない過疎化、少子化、高齢化が同時進行している状況の中で、私たちの周りには未来を託す子供たちが、特に年ごとに減少していくのが実態であります。このような状況の中で、地域住民は将来にどれほどの人が明るい展望を持って生活を営んでいるのでしょうか。事態が改善されずにいろいろな弊害だけが残って住みなれた土地を離れていく人など、また将来の目標を失い、大きな不安を抱えながら生活している人が増えています。

一方、教育現場では学校が荒れ、陰湿ないじめ、年少者の犯罪、それによる自殺者が増え、心を暗くさせる事件が相次ぎ、子育て中の保護者や地域住民に強い衝撃を与えています。こうした中で田代、幸生地区は過疎化、少子化の歯どめについてさまざまな角度で将来につなぐべき公民館活動や村塾、里づくりなどの施策を展開しております。また、各家庭においても子供たちが定住できる新築住宅、改築などを手がけたり、家族間で子育てを支援しながら将来の設計に努力を重ねています。

幼児学級、小学校、住民が連携して祭りや地区運動会の開催、老人クラブとの伝承行事などを積極的に取り組んだりして、他の幼児施設にないゆとりと独自色を出して頑張っております。にもかかわらず、公共施設である幼児学級を閉級する計画に地域住民は戸惑いを隠せず、新たな不安として、数年後には小学校まで閉校かと不安を募らせております。地域振興を考えると、幼児学級あるいは学校は地域のシンボリックな存在であり、住民はそこを大きな心のよりどころとして地域活性化の活動を展開しております。

教育施設は過疎化、少子化という中心的な課題の解決に大きな役割を果たしております。このことを踏まえ、幾ら少人数であっても入級を希望する幼児がいる限り、当然存続すべきであり、地域住民は幼児教育を身近なところで受けさせることを望んでいます。当局が示した保育所などへの通所となると、希望しても条件などによっては入所できないことや、保護者の負担増などが予想されます。さらに不便さや弊害が発生し、諸条件的に考えますと両地区での子育てが将来的に不安定になることは確実です。また、地域では過疎化、少子化が進み、地域が衰退していくのが必至であります。

教育委員会はこのことを踏まえ、父母が自由に幼児学級を選択できる今の幼児学級をさらに充実し、存続を図るべきです。

また、地域振興を踏まえた上で幼児教育施設を見直すべきだと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

最後に、簡潔でわかりやすい答弁をお願いして、第1問を終わります。



佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えします。

本市では、現在御案内のように醍醐、幸生、田代、三泉の四つの幼児学級を設置いたしまして、入級対象児は翌年度及び翌々年度小学校に入学する者を対象としておるわけでございます。しかし、いずれの幼児学級も少子化が進んでいる中で、入級者が年々減少しているのが実態でございます。

御質問がございましたが、行革の実施計画における幼児学級の見直しの経過ということではございますが、幼児学級は御案内のように教育委員会の所管事項ということから、教育委員会におきましては幼児学級の今後のあり方について委員協議会において検討された結果、幼児教育の充実という観点から、醍醐幼児学級につきましては、小学校の改築、移転と同時に幸生、田代幼児学級についても醍醐とあわせた閉級を検討することといたしまして、三泉幼児学級についても 15 年度までを目標に結論を出していくこととしておるわけでございます。

幼児学級の廃止ということは、行政改革大綱における組織機構の見直しに当たるものであり、教育委員会の意向を踏まえ、13 年から 15 年度の実施計画にのせたものでございます。

また、財政的な面だけで廃止すべきではないかと思うがどうかというようなことでございますが、行政改革は御案内のように高齢化社会の到来、価値観の多様化など、社会経済情勢の変化に対応し、市民のニーズにこたえた活力あるまちづくりを進めるためには、簡素で効率的な行政運営に努めなければならないのは当然であります。こと幼児学級の廃止については、年々減少を続ける入級幼児の実態を踏まえると、幼児教育の充実という観点からも幼児学級を廃止することが望ましいことと考えておるわけでございます。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 醍醐小学校に幼児学級施設整備を図ることについてにお答えいたします。

現在、建設を進めようとしている醍醐小学校に幼児学級をつくらないのはどうしてかという御質問に対してお答えいたします。

生涯にわたる人間としての健全な発達や社会の変化に対応し得る能力の育成を図る上で、幼児期における教育はその基礎を培うものとして極めて重要なものであります。特に今日の少子・高齢化、核家族化が進行する中で、幼児教育機関が家庭や地域社会と一緒にあって同年令や異年齢の幼児同士による集団での遊び、自然との触れ合いなどの直接的、具体的な体験など、幼児期に体験すべき大切な学習機会や場を用意することが重要になってきております。

本市の幼児学級については、開設当時と比べ幼児数が減少し、現在、醍醐と三泉幼児学級では 1 学年が 10 名前後、田代と幸生幼児学級では極めて少人数の幼児数となっており、人間関係の固定化や集団的教育活動の不成立、よい意味での競争心の希薄化などの影響が懸念されているところであります。

さらに、平成 14 年度からは学校 5 日制が導入されますが、子育てと仕事の両立支援が重要視されている中、保育期間や時間の延長など社会的ニーズの多様性からも小学校の教育に準じた現在の体制は決して望ましい姿ではないこと、また、幼児学級は本市独自の幼児教育施設で、幼稚園や保育所とは性格を異にしており、制度上その位置づけが不明確となっていることもあります。

このようなことから、これまで本市の幼児学級が果たしてきた役割は認められますが、今後幼児教育のさらなる充実と多様なニーズに充分対応していくため、方向性としては将来幼児学級を閉級していきたいと考えているところであります。

次に、幼児学級の今後のあり方について。

幼児学級の今後のあり方に関する懇談会が開催されるまでの経過についてであります。

これまで教育委員会としては、各地区の幼児学級対象幼児数と入級幼児数に注目していたわけですが、10 年前の平成 3 年度は醍醐地区では対象児童数が 44 名に対し入級児童数が 34 名、三泉地区は 61 名に対し 43 名、幸生地区は 11 名に対し 11 名、田代地区も 11 名に対して 11 名、4 地区合計は対象者 127 名に対して 99 名入級という状況でしたが、特に平成 8 年度ころから減少する傾向が強くあらわれ始め、現在は醍醐地区では対象幼児数が 25 名に対し入級児童数が 19 名、三泉地区は 18 名に対して 18 名、幸生地区は 8 名に対して 8 名、田代地区は 2 名に対し 2 名、4 地区の合計は対象者 53 名に対し 47 名入級というように大きく減少してきております。

さらに、今年度の 5 歳児の入級幼児を申し上げますと醍醐地区は 10 名、三泉地区は 8 名、幸生地区は 3 名、田代地区は 1 名という状況にあります。教育委員会としては幼児教育の充実という観点に立って、以前から幼児学級について協議を重ねてまいりましたが、本年 4 月に幼児学級の今後のあり方という形で一つの考え方をまとめたところであります。

その内容について申し上げますと、先ほどもお答え申し上げましたが、幼児学級の今後のあり方についての方向性として、将来的には本市幼児学級を閉級していきたいということであり、閉級の時期としては、醍醐幼児学級は小学校改築、移転と同時とし、田代及び幸生幼児学級についてもこれとあわせて閉級を検討することとし、三泉幼児学級については平成 15 年度末を目標に結論を出していきたいと考えております。

閉級に向けた具体策としては、醍醐、田代及び幸生地区の幼児の就園先については、保護者の自由な選択と意向を十分に尊重しながら市内の幼児教育施設に誘導していくこととし、三泉幼児学級は現在ある保育所の分園化なども視野に入れながら、周辺幼児教育施設の状況を踏まえて検討していきたいと考えております。

この幼児学級の今後のあり方に関する教育委員会の考え方について、幼児学級のある地区の関係団体の代表者から御意見をいただくため、5月23日に懇談会を開催したところであります。

幼児学級の今後のあり方に関する懇談会の内容についての御質問であります。教育委員会でまとめた考え方に対し、まずは幼児学級のある地区の関係団体の代表者から御意見を賜りたいということで、醍醐、三泉、田代及び幸生地区の町会、PTA、幼児学級保護者会、かもしかクラブの代表者などからお集まりいただき、23日に懇談会を開催したところであります。幼児学級の今後のあり方について教育委員会の考え方を御説明申し上げ、出席者からいただいた御意見を要約しますと、保育所に入った場合の送迎について、閉級の時期について、三泉幼児学級については将来保育所としていくのか、醍醐の方が希望すれば閉級するまでの間、三泉幼児学級に入れるのか、地区の子供を持つ親の意見を聴きながら進めてほしい、地域の方の意見も聴いてほしいなどの意見をいただいております。

次に、地域住民の意識の把握と説明の方法についてであります。幼児学級のある地域において、幼児学級の今後のあり方について教育委員会の考え方を御説明申し上げながら、子供と親を対象に御意見をお聴きしてまいりたいと考えておりますし、地域の方の御意見も賜りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、田代、幸生地区の地域特性を踏まえ、将来若い人が定住できるように幼児学級を残すべきではないかという御質問についてであります。

幼児学級については、適正な規模による集団的な教育活動や子育てと仕事の両立支援が重要視されてきており、保育期間や時間の延長など社会的ニーズの多様性からも現在の体制は決して望ましい姿ではないことから、先ほども申し上げたとおりでありますので、御理解いただきたいと思いますところでもあります。

学校は子供たちや地域の方が最も身近に利用できる施設であり、家族や地域の方に数多く学校を利用してもらうことは、学校に対する理解を深め、学校が家庭や地域社会とともに子供を育てていくという認識を深めていく上で大変大切なことであると考えております。これまでも学校教育に支障のない限り積極的に施設開放するなどして、地域に親しまれ、地域と一体となった学校運営に努めてきたところであります。今後とも地域の活性化に結びつくような活用方法について、地域の方々の御意見をお聴きしながら検討していかなければならないものと考えているところであります。

以上です。

佐藤 清議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 大変丁寧な御答弁ありがとうございました。

第 2 問に入らせていただきます。

市長にまずお伺いします。

この幼児学級の廃止については、財政的な問題でなくいろいろな集団教育とか、いろいろな立場で研究していく方針ということでありましたけれども、実際にはこの幼児教育施設はほとんど経費はかかっているわけではなく、年間四つの幼児施設で約 5,000 万円、ほとんどが人件費で済んでいるような状況です。ですから、これを考えますとやはり施設は金かからないし、地元からいろいろな要望あるんですから、これはやはり存続させていくべきだと私は考えております。

そして、財政上の問題はないようなことも話しておりますけれども、実際行革というのはもう少しこういう弱者を切り捨てるのではなくて別な面で、例えばチェリーランドの管理費、こういうものに 4,600 万円も投入している状況もあります。また、駅前開発、これらも約 40 億円事業計画なっていますけれども、こういう金をもう少し削って幼児施設、将来の子供たちのために使うべきではないかと私は考えますけれども、大分市長とは意見が違ふようではございますけれども、この辺市長に対して、市長はどうこの辺考えているのか、もう少しお金の使い方を検討する時期に来ているかと思っております。

最近国会あたりでもいろいろと問題になって、長岡藩の問題もありますけれども、やはり将来の子供たちに対してもう少し金をつぎ込んで、子供たちが健やかに育つような施策を展開していくべきだと私は考えますので、その辺を市長からあればお願いしたいと思っております。

次に、教育委員会にお伺いします。

先ほど私の第 1 問で、平成 2 年度の幼児学級のあり方についての議員懇談会に示された内容の答弁が全くありませんでした。これだけの重大な問題は、全員協議会にまでかけてやった問題を簡単に施策変更するようなことがあれば、きちんとやはり議会に示して、それから地域住民に知らせるのが本来の姿ではないかと思うんですけれども、これを全く無視してこういう行革の、単なる行革の中に入れたということが非常に教育者としてちょっと問題があるのではないかと私は考えております。この辺についてもう少し事前にいろいろな手続をすべきだったのではないのでしょうか。この点について教育委員長に伺いたいと思っております。

次に、醍醐小学校の建設についてなんですけれども、醍醐小学校の建設も平成 12 年度には既に実施計画があったわけなんですけれども、その中で当然として、議会にも幼児学級を併設しない方針をきちんと伝えるべきではなかったかと思っておりますけれども、この辺も全然議会には示されておりました。この辺ももう少し教育委員長にお伺いしたいと思っております。

そして、今まで三泉、田代あたりを建設する時期に、必ず幼児学級の閉級問題が出てきております。これまで私もいろいろな資料を見て調べた結果、そういうのがあります。例えば民間の高松幼稚園の問題とか、あと田代小学校の改築、これは 54 年に完成したんですけれども、このときも同じような問題でしらいわ保育所に入所をするようなシステムづくりをしたという経過を議事録で見えております。でも、このときもやはり地域住民のいろいろな合意が得られないということで、そのまま学校施設に幼児学級をつくった経過があります。

それと、三泉の問題ですけれども、三泉も平成 3 年に改築なされたわけなんですけれども、その当時も同じような問題、それと醍醐、三泉の保育所の設置、統合して設置するようなことも話し合われたような経過があります。でも、これもやはり地域住民からのいろいろな意見の中で調整ができなかった経過もあります。

ですから、今やはりこの幼児施設というのはどうしても地元に残してほしいという考えの方がほとんどです。私も今回この問題で田代、幸生、あるいは醍醐にいろいろ地域住民の方から意見を求めて聞いた中で、やはり残してほしいという切実な声が出ております。でも、教育委員長も醍醐地区なわけなんですけれども、市長も醍醐

地区ですけれども、どうしても地元の意見を無視して進めているような状況があります。実際、住民の意見として懇談会の中でいろいろ話し合った中身はあると思うんですけれども、この中からだって当然としてそういう意見が出たと思うんです。それを無視してやはり集団教育の大切さとか、かけ離れたところで議論しているような状況があります。

結果的にこういう幼児学級を併設するのにやはり金がかかることも当然なんですけれども、これだって今まで三泉地区の幼児学級を建設してきたわけですから、このときだって国の国庫補助がなくても建設したわけですから、そういうのを地域間の公平性からいけば当然つくらなければならない問題だと、建設すべき問題だと思いますけれども、この辺ももう少し地域の住民の声を聞いてほしいと思います。

いろいろ懇談会の中では話し合われたんですけれども、実際この話を聞いてみますと丸きり廃止に向けた話であって、私たちの意見なんていうのは言い出すすき間もなかったという方もいます。だからこれはもう少しざくばらんに、最初は懇談会というわけですから、幼児教育施設の充実とか、あといろいろな問題を取り上げてその中からまとめていくのが本当であって、今回の懇談会の中身を聞いてみますとやはり廃止に向けて、そしてまた、それに対応すべきやり方を説明したのに終わったということなんですけれども、これでは非常に住民を無視したやり方ではないかと私は思いますので、その辺を教育委員長はどう考えているのか、これが当たり前の姿であったというなら、教育委員長の考え方を直してもらいたいと思います。

これは住民からいろいろな形で、醍醐小学校もそうですけれども、いろいろな地域から意見を集約した結果、幼児学級を残してほしいというのが大半であれば、これは建設する考えはあるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

あと次に、田代、幸生地区の幼児学級の問題ですけれども、今、非常にこういう公共的な施設がどんどん周辺の地域から外されているような状況があります。これは西川町でも非常に今大きな問題が起こっております。西川町の保育所を全部統合してやるようなことで今議論されておりますけれども、やはりこれも地域からいろいろ意見を聞きますと、まず7割方廃止に反対ということで進められて、非常に当局も困っているような状況があります。やはり地方、田代、幸生もそうですけれども、周辺部ではこういう公共施設がなくなることによって非常に不便さを感じます。私たちの白岩地区もそうなんですけれども、出張所廃止になって困っているのは住民であります。いろいろ交通の便は確かに車社会ですから便利さはありますけれども、その対象外の弱者が非常に困っているような状況でありますので、この辺ももう少し地域の住民のいろいろな意見を聞いて、やはり残す方向で今田代、幸生、白岩あたりもそうなんですけれども、三世代、二世帯同居が非常に多い地区なんです。ですからやはり家族間で協力して送迎したり、その中で子供たちといろいろな会話をしながら幼児学級に通うときにいろいろと触れ合いを楽しんでいるようなおばあちゃん、おじいちゃんらがあります。

ですから、こういう今地方の時代、地方の時代と言っている中で、やはり今の寒河江市の現状を見ますとどうしても中心的な施策がどんどん展開されている中で、もう周辺部はがたがたと寂れていくような状況になっております。ですから、施設を残すことによって地域も頑張って支援していく気持ちでおるので、これはぜひとも幸生、田代地区に存続してほしいという地域の住民もありますので、この辺を検討するあたりにあるのかどうか、教育委員長にお伺いしたいと思います。

以上で第2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 現在は高齢化と同時に少子化が急速に進んでおるわけでございます、ですから少子化対策というものにつきましては、市におきましても御案内かと思えますけれども、いろいろな面で対応しております、ですから、これは福祉の面もさることながら教育面でもこれは対応していかなくてはならない。

そういう中で幼児学級というような問題が取り上げられたわけでございますけれども、御案内のように幼児学級の対象者というのは条例上四、五歳児でございます、そうしますと先ほども話ございましたけれども、答弁がありましたけれども、田代ではことし入ってくるのが 1 名でございます、幸生で 3 名でございます、そういう中で先ほど教育委員長から答弁ありましたように集団活動もできなくなるのではないかとか、あるいは友達と仲良く遊ぶというようなことも、これも非常に難しくなるのではないかと。こういうことはそういう社会性を醸成するというようなことはこれからは非常に求められているときに、そういう状況でいいのかというような見地から教育委員会でも十分御検討いただいたと、このように思っておるわけでございます、非常に強くたくましいところの、そして心を開いたところの、開かれるような子供を育てるということは一番私は求められておるんだらうと、こう思っております、少子化の中での数少ない児童・生徒でございますから、それをどのように育てるといことは、行政も地域も家庭もこれは考えなくてはならない問題でございますから、そういう教育的な見地、子供をいかに育てるかというような見地、これは大切だらうと思っております、全然幼児学級に金がかからないのではないかというような話がございましたけれども、これはかかることはかかります。ですけれども、何も衷心の弁なきに施策を講じて大きな事業をやっているというものではございません、やはり寒河江市全体をにらみながら対応しております、こういうことをいろいろ全般的に眺めながら施策を講じておるわけでございます。

ですけれども、一般的なことではございますけれども、これは行政改革というのは常に踏み込んで進めなければならないと。市民の方から税金をちょうだいし、それをいかにして行政サービスとして多く還元するかということが、それは簡単なことではございますけれども、一番の根底にあるかと思っておりますから、そういう中では常に行財政のあり方というものを見直ししまして改革に取り組み、そしてやっていくというのがこれは常に求められていることではございまして、そういうことでの先ほどの答弁でございます。御理解いただきたいと思えます。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 ただいま教育委員長の意見をというふうなお話でございました。

教育については御存じのように市長のように旗印を考えて委員会をリードしていくというような立場ではありませんので、いろいろな意見の教育委員を代表するのが教育委員長、そして今までの経過などを踏まえながら教育委員会の考え方を教育長から答弁いたします。

保科弘治教育長 私から何点かについてお答えを申し上げます。

第 1 番目に、教育委員会で以前、平成 2 年に出しました寒河江市の議会全員協議会に出した幼児教育のあり方について、これを無視したような形で事を進めているのではないかというふうなことでございますが、これは私たちは十分踏まえているつもりでございます。

まず、この資料を見ますとおわかりなわけですが、幼児教育の必要性について、第 1 番目に幼児の健やかな発達を図る上から、社会性の芽生える幼児期において、家庭だけでは得ることができない集団活動の機会を与えることが大切であるということを示しているわけでありまして、

そして、第 2 番目には、集団生活を通ず中で自己を十分発揮して信頼感とか満足感、さらには自立心、社会性の基礎、基本的な生活習慣を養いながら子供の発達を促していくというようなことを大前提に掲げているところであります。

そんなことを受けて、今までの幼児学級の歩み、寒河江市では昭和 37 年に条例をつくりまして幼児学級を 9 カ所に設けまして、その後、やはり時代的な推移を見ながら昭和 47 年には南部小学校にあった幼児学級をみなみ保育所に、そして 52 年には柴橋小学校にあった幼児学級をしばはしの保育所に、54 年には西根幼児学級をにしねの保育所、さらに 55 年にはしらいわ、56 年にはたかまつというぐあいに子供たちの健全な健やかな発達と、それから保育所をきちんと開設して時代のニーズに合うような幼児施設を整備していったと、そういう経過があるわけでございます。

ただ、幸生とか田代、あるいは醍醐、三泉については地域の特性等を考えて、現在のところ残して整備をしていくというふうなことが明示されて、議会の方にも提示されたわけでございます。

そういうものも十分踏まえた上で、このたびさまざまな面から討議を重ねてきたわけですが、何といたっても我々教育委員会側としましては少子化、あるいは時代の推移による幼児学級に対するニーズの求め方というんでしょうか、そういうものが変わってきていると、そういうことにこたえ得るような考え方に基づいて、これから徐々に整備をしていかなければならないのではないかというふうなことであったわけです。

最初に何か行革のために我々はこうやるというふうなとらえ方をされたのでは、私たちは大変心外なわけですし、教育上の配慮から十分検討した上での方向性を見出したということでございますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

2 番目については、醍醐小学校の中に今までのような形で名を残すことができないか、あるいは学校敷地に併設するような形でできないかというふうなことだと思っておりますが、これも委員会の方で十分検討いたしました。しかし、今、学校建築の中ではかつての教室と特別教室ぐらいつくればよいというふうな学校建築ではなくなっているわけで、非常に教育の中身が多様化してきて、そのためにこたえられるような学校施設をつくっていかねばならないというふうなことで、幼児学級をそこに残すような格好はやはりどうしてもとれない、あるいは敷地内にとりこめることも考えたわけですが、これもやはり先ほど言ったような建築をするというふうになりますと、敷地も余裕がないというようなこと等もありまして、これはあくまでも集団活動が成立するというふうな、そういう教育環境を整えてやるという観点からが一番大きいわけですが、そんなことになった。建設できないというふうに教育委員会の中では結論づけたということでございます。

あと、地元の意見を無視した、あるいは議会を無視したようなやり方ではないかというふうなことなわけで

すが、もちろん寒河江市の条例をきちんとつくってやっている幼児学級でございますので、これを廃止するというようなことになればきちんとした手順を踏んで、議会等にお諮りをするのは当然これからやってまいります。ただとにかく地元の意見を率直に聞いていこうというふうなことで、このたびの懇談会等も組織して、これからも地元到我々入って直接お聞きするというふうな格好を積み上げてやりたいというふうに思っているところです。

それから、田代、幸生地区に残す方向で考えられないかということですが、これは本当に人数、この平成2年のときは醍醐地区ですと30人台がずっと継続して入級しておりました。それから幸生地区にしても10人台、そして田代も同じく10人台、三泉については30から40人台というふうに適正なある程度の集団活動が成り立つ数字が出ておったわけですが、平成9年度、10年度ごろから非常に減少していったわけですが。現在は先ほど申し上げたような数字になっているというふうなことで、教育効果、子供は豊かに伸びていく可能性を内に秘めているわけです。現在のことも大事ですが、未来をつくり出す力の基礎を培っていくというのが幼児教育の大事な目的でございますので、そういった観点からこのたびのような方向性を打ち出したということで御理解を賜りたいと思います。

以上です。



佐藤 清議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 市長からも教育長からもいろいろあったわけですが、やはりこの問題は集団教育の問題を盛んに言っていますけれども、でもこれは地域によってはやはり必要なところにすべき姿ではないかと私は本来考えております。これまでですと保育所を設置できない箇所に寒河江市は独自にやってきたわけですから、当然としてやはりそういう考え方でやってきたものですから、それを地域の住民の声を聞く形で進めてきたわけですから、これもやはり継続してやっていくべきではないかと私は思います。どうしても集団教育というのは大切さは私たちも持っております。でも、何といたっても不便でどうしても交通手段がないとか、いろいろな条件が重なってそこに行けない人もおるわけです。ですから、こういう人のためにもやはり今ある施設をどうしても残す必要があるのではないかと思います。

先ほどから各幼児学級の数字なども出ておりますけれども、醍醐でもずっと継続して極端には減らない状況にあります。ゼロ歳児から見ますと。あと幸生、田代でもそうです。今の現状を維持していくような数字がほとんど見られます。ですから何も数字的な問題ばかりでなくて、やはりどうしてもこれを単なる行革の一つとして進めていくような方向しか私は見えないんです。その辺をもう少しこの幼児教育のあり方についての中身を見ますと、やはり幼少間の連続した教育を寒河江市では進めていくような中身も持っております。

それと、平成 8 年度の第 4 次寒河江市の振興計画の中にもそういうことはきちんと載っているんです。連続教育の大切さ、やはり地域で、幸生とか田代あたりは特にそうなんですけれども、地域で連帯して、上下関係でいろいろな集団的な教育が望ましいということが載っているんですから、その辺ももう少し大事にした形で検討すべきだと私は思います。

地域住民からいろいろな意見を聞いて進めていくんだということでもありますけれども、十分に、対象を狭めないで広い範囲で住民の意見を聞いて、住民からのいろいろな角度でアンケートをとったり、そういうものを積み重ねて結論を今後出していってもらいたいと思います。今の段階ですとどうしても結論が先に出て、あとはどんなやり方でも意見をつぶしていくような状況がありますけれども、そういうのでなくてやはり十分地域から意見を集約してもらって、そして今後具体的に検討を進めていってもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

## 伊藤 諭議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 2 番、3 番について、15 番伊藤 諭議員。

〔15 番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は、社会民主党・市民連合と通告している課題に関心を持っている市民を代表し質問を行いますので、市長の誠意ある答弁をお願いするものであります。

最初に、通告番号 2 番、先月の 5 月 31 日、議会の全員懇談会において報告がありました行政改革大綱に基づいて策定された平成 13 年度から 15 年度にかけての 3 カ年にわたる実施計画について、平成 8 年に策定された行政改革大綱や平成 10 年 3 月に策定された実施計画との関連も含めて、課題や問題点について市長の見解を順次お伺いしたいと思います。

第 1 に、今回の実施計画を策定するに当たって、前回の実施計画の点検、総括を明らかにすべきであると思います。先日の全員懇談会において担当課長より口頭で 38 項目中 35 項目が実現してきたとの説明がありました。しかし、何がどのようにして実現してきたのか、実現しなかった項目の原因は何か、こうした点検、総括があって初めて新しい課題に取り組んでいくということになるのではないかと思います。こうした前回の実施計画の点検、総括の結果をこの場で説明いただきたいわけでありますけれども、長くなると思いますので、後で文書でお示しいただきたいと思います。この点についてどうお考えなのかお答えをいただき、この場では、できなかった課題について項目と原因、今後の対応についてどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

第 2 に、この実施計画を策定した手順についてであります。新しい実施計画をつくるため、庁内の行政改革推進委員会が設置されたというふうに聞いていますが、いつ設置されたのか、また、この行政改革推進委員会の構成及び委員会の開催日数について教えていただきたいと思います。

さらに、実施計画の策定期間であります。議会には 5 月 31 日に説明がりましたが、28 日に庁内の行政改革推進委員会が開催されたと聞いています。この会議において示された実施計画案に対して意見などが出され、変更された項目などがあつたのかどうか伺います。

また、13 年度から実施をする計画としては、年度途中の 5 月に策定したのでは遅過ぎたのではないかと。遅くとも前年度の 3 月末には策定すべきであったと思いますが、策定期間について見解をお伺いします。

第 3 に、今回の実施計画の具体的改革項目について何点か考え方を伺いたいと思います。

最初に、事務事業の見直しの、市民向け配布文書の整理、削減であります。

私も市民の多くの方から配布文書の整理統合ができないのかという声を聞きます。特に市報に掲載できるお知らせや趣旨の同じような文書は統合すべきであると私も思います。その典型的なものが「花・緑・せせらぎニュース」であります。この「花・緑・せせらぎニュース」の発行については市報に掲載されている内容と同じようなものであり、全ページカラー印刷をするなど年 2 回で 100 万円を超える事業費を支出していることは、経費削減、まさに行政改革に逆行するのではないかと、統合すべきではないのかと提言をしてきました。しかし、当局は「花・緑・せせらぎ」は市の施策の柱であり、統合する考えがないと答弁してきました。

このようなことを言えば、これから廃止、統合される配布文書は重要でないから廃止、統合されるのか、自分たちの事業が軽く見られているなどの感情的なものに発展するものと思います。重要であるとか重要でないとかの基準ではなく、類似的な文書で市報などに統合できるものは廃止、統合するという明確な基準で整理、削減すべきであると考えます。

そのためには平成 12 年度における市民向けの配布文書はどのような文書が、年間の発行回数や発行部数、発行に要する諸経費の金額について調査し、その調査に基づいて統合すべきもの、継続すべきもの、回数を減

らすものなどに区分をし、関係者の意見を聞いて最終的に判断すべきと考えます。このような検討を庁内で検討するだけではなくて、本市に広報委員会などの組織もありますので、そうした委員会へ諮問して慎重に検討すべきであると思います。整理削減する基準づくりや検討の方法についての市長の見解をお伺いします。

2点目に、時代に即応した組織機構の見直しについての 幼児学級の見直しについてであります。この点については先ほど松田孝議員から詳しく質問があり、一定の答弁をいただいておりますので、私は質問を割愛させていただき、御要望だけ申し上げたいというふうに思います。

この幼児学級の見直しについては、行政大綱にも提言をされていず、まさに唐突な感じがします。醍醐小学校の新築計画に伴って突然出てきた課題ではないのかと考えられます。この問題は、寒河江市の未来を担う児童をどう育てるのかという大事な課題であり、子供たちにとっても子供を持つ保護者、家族にとっても自分たちの生活に重要な変化をもたらす大事な問題でありますし、これから幼児学級に入れようとしている地区住民にとっても大きな問題であります。こうしたことから松田議員も提案してありましたけれども、広く住民の客観的な意見を聞くという立場からアンケート調査などを行うなど、地区住民の声を十分聞き、廃止を一方向的に押しつけることのないよう慎重に対応するよう強く要望しておきたいとします。

第3点目に、定員管理及び給与の適正化の推進についての 時間外勤務の縮減についてであります。

時間外勤務は、本来突発的な災害や短期間に大量の事務を処理しなければならないなど、日常業務以外の事務を処理するためにやむを得ず勤務時間を超えて仕事を行うことにより発生するものであります。したがって、日常業務を処理するために恒常的な時間外勤務を行っているとするは問題です。このような時間外勤務は本来の時間外勤務と言えるものではありません。仕事の量と人員配置のアンバランスから生ずるものであり、適正な人員配置が行われていればこうした恒常的な時間外勤務はなくなるものと確信します。

また、時間外命令はこの議場に座っている管理職の皆さんが事前命令を行うことにより発生するものであります。管理職が常に職員の仕事の進行状況を把握し、適切なアドバイスや指導を行い、的確な命令を行っているのかという問題もあります。時間外命令が、事前命令がなされず担当者任せの時間外伺い化し事後命令になっていないのかという問題もあると思います。このような時間外命令や時間外勤務の実態、課題を明らかにし、検討する中から適正な人員配置を含め検討をしていく必要があると思います。

いずれにしても時間外勤務を好きでやっている職員はいないと思いますので、時間外勤務に対する市長の基本的な考えと時間外勤務の縮減をどのような方法で行おうとしているのかお伺いしたいと思います。

4点目に、行政の情報化の推進による行政サービスの向上の 窓口業務の延長の検討であります。一口に窓口業務の延長といっても方法ややり方はいろいろとあると思います。昼休みの対応から始まって夕方の延長、土曜日曜の対応などさまざま考えられます。現在、どのような延長を考えているのか伺いたいと思います。

また、この窓口業務の延長をことしの中ごろから実施したいとの全員懇談会において説明がありました。窓口業務の延長は職員の勤務時間、勤務形態に大きな変更を伴うものであります。当然、市職員労働組合との協議も必要であると考えます。市職員労働組合との協議はどうなっているのか伺いたいと思います。

行政の情報化の推進による行政サービスの向上を考えるなら、窓口業務の延長などという古い手法を考えるのではなく、住民票や印鑑登録証明書などの自動交付機の設置をこの項に上げるべきであったと思います。フローラ・S A G A Eに自動交付機を設置するという計画はどうなったのかお伺いします。私は、自動交付機の設置をフローラ・S A G A Eだけでなく市役所や地区公民館などに増やしていけば、行政サービスの向上にもつながり、地区住民と地区公民館などの交流も図られ、地域活性化にもつながると思います。市長の見解をお伺いします。

最後に、公共施設の設置及び管理運営についての 地区公民館長の民間人登用の検討であります。平成8年5月に策定された市行政改革大綱には、このことについて寒河江市における生涯学習推進体制のあり方と生涯学習の振興の方策についての具現化について積極的に推進すると記載されております。この生涯学習にかかわ

る答申書は平成2年11月に出されたものであります。この答申書の中には今回、行政改革しようとしている地区公民館長の民間人登用の提言も確かにあります。しかし、この答申書に流れている柱は、本市の生涯学習を総合的に推進していくための体制づくりと学習の拠点施設である公民館と分館の整備を図りながら地域づくり、まちづくり、人づくりを目標としているものであります。行政改革大綱においてもこの答申を尊重し、具現化について積極的に推進することを謳っているものでありますから、実施計画においては答申の中から当局の都合のいい部分のみつまみ食いするのではなく、この答申書を積極的に具現化するために、例えば生涯学習推進実施計画などを具体的につくるべきであると考えます。市長の見解をお伺いします。

次に、通告番号3番、チェリークア・パーク民活エリアの進捗状況についてお伺いしたいと思います。

この問題については、今まで何回か私や同僚議員も質問をしていますので、またかという気持ちもあると思いますが、来年6月に開会される全国都市緑化フェアも近づき、民活エリアの整備もタイムリミットに迫っています。また、最上川ふるさと総合公園において全国都市緑化フェアに向けて会場づくりの工事が急ピッチで行われています。これに比べて民活エリアの建設はどうなっているのだ、開発計画の全容について明らかにしてほしいという多くの市民の心配する声次第に大きくなってきていますので再度質問させていただきたいと思えます。

最初に、民活エリアの宿泊部門は、全国都市緑化フェアまでにオープンできるのかということでもあります。このことについて同僚議員の質問に対して、市長は、昨年3月に開催された民活エリア開発推進連絡会において、各社とも全国都市緑化フェアまでにオープンすることを確認しているので心配は要らないと答弁を行っています。その連絡会から1年以上過ぎています。全国都市緑化フェアもちょうど1年後に迫ってきました。現在、農協の施設が営業を開始したほか、ホテルシンフォニーだけが建設中であります。地域総合整備資金の貸し付けを受ける予定のこころの宿一龍と株式会社チェリーランドさがえさえもどのような施設を建設するのか明らかにされていません。融資を受けるものが計画の全容も明らかにできない中で、融資金額を市の予算に予算化するという、一般市民から見ると不思議な現象が我が寒河江市の実態であります。

このような状況を見るとき、民活エリア開発推進連絡会の11社から8社に減ったわけではありますが、シンフォニーを除いて本当に建設の意欲があるのか疑わしいと言われてもやむを得ないのではないのでしょうか。農協以外の民活各社7社の建設予定、建物の概要及びオープン予定について詳しく御説明いただきたいと思います。

また、平成12年4月以降、民活エリア開発推進連絡会は開催されたのか、開催されたとすればどのような協議がなされたのか教えていただきたいと思います。

特に中国パール販売株式会社のスパリゾート施設建設は本当に大丈夫なのかという心配する声が市民の間でますます多くなってきています。今まで市長はこうした質問に「信頼している。建設していただけるものと信じている」との答弁に終始し、施設の内容についても露天風呂や各種ふるのほか、レストランといった内容を軸とした施設という答弁を繰り返してきました。露天風呂を初めいろいろな風呂やレストランなどはどこの旅館にも併設されており、このような施設がチェリークア・パークの目玉の施設と言えるのか。このような施設で客を呼べると本気で考えているのかとがっかりせざるを得ません。もしこのような施設でこの不況時代に客を呼べると本気で考えているとすれば、経営者としての資質を疑わざるを得ません。

このスパリゾート開発は、雪国の暗い、寒いというイメージを払拭するような明るい、暖かいイメージの南国の香りのするリオのカーニバルを模したスパリゾートを建設するとして、市長みずから補正予算を組み、反対の声を無視してまでブラジルに行ってカーニバルなどを視察してきた経緯があります。このスパリゾート構想が市長の答弁によると健康増進施設に変わったようですが、最近ではスーパー銭湯という話も聞こえています。一体スパリゾート構想はどのように進んでいるのか、明らかにしてほしいと思えます。

スパリゾート構想も計画も示されない中、チェリークア・パークの目玉の一つであった最上川舟運も挫折し、

民活エリアの開発はより厳しさを増していると思います。中国パール販売株式会社やその他の開発業者に責任を押しつけるのではなく、市長みずからできないものはできない、無理なものは無理だ、決断する時期ではないかと思います。スパリゾート建設に対する市長の決意を伺いたいと思います。

次に、地域総合整備資金の貸し付けについてであります。

昨年の当初予算に2億円、本年度当初予算に6億8,400万円の地域総合整備資金貸付事業として地方債が予算化されました。地域総合整備資金貸付制度は自治体が総事業費の20%以内の範囲で、金融機関から借入れをし、地域総合整備財団を経由して開発会社へ無利子で貸し付けをする制度であります。この返済は5年以内の据え置きで15年返済となり、その利息の25%を自治体が負担をし、残りの75%の利子を地方交付税で措置をするというものであります。民間開発、民間開発と言いながらも自治体も大きな負担とリスクを背負うこととなります。本市が背負うリスクや負担を市民に明らかにする必要があると思います。

そこでお尋ねしますが、平成12年度に地域総合整備資金貸付事業として金融機関から借り入れた利率は何%で借り入れしたのか。

また、借入金額1億1,600万円の本市における利息の負担額25%分は幾らになるのか教えていただきたいと思います。

さらに、13年度予算に計上した株式会社チェリーランドさがえ、ホテルシンフォニー、ホテル一龍の施設概要とチェリーランド3億円、シンフォニー1億8,000万円、一龍2億円、合計6億8,400万円のそれぞれの予算計上した算出根拠をお尋ねをし、第1問としたいと思います。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時15分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、行政改革実施計画の件でございます。

実施計画の結果についての質問がございました。このことにつきましては、5月31日に開催していただいた平成13年度から15年度の行政改革大綱実施計画の議員懇談会におきまして、担当課長から前回の10年度から12年度の結果についての達成内容、それから達成率、未達成の内容等につきまして説明させましたが、あえてその結果について議員は印刷物での要望ということであればおあげしたいと思っております。

また、前回の実施計画に掲げた項目で達成できなかったものについてでございますが、達成できなかったものは給食調理業務の民間委託、審議会等委員選任の見直しに係る人材リストの作成、人材育成基本方針の策定の3項目でございます。

給食調理業務の民間委託については、学校調理師の退職者がなかったものでありまして、それから人材リストにつきましては、審議会等委員の選出については条例で定められており、あらかじめリストを作成しておく必要はないと判断したものでございます。それから、人材育成基本方針の策定については、基礎資料の収集を行ったものであり、平成13年度中に人材育成基本方針を策定してまいろうかと思っております。

それから、行革本部についてのお尋ねがございました。この大綱実施計画は、5月28日に開催した寒河江市行政改革推進本部会において決定をしたものでございます。決定されたもののほかにも省エネの関係からノーネクタイデーの設置とか、あるいはエレベーターの利用制限等の話も出たところでございます。

また、策定期間についての御質問もありましたが、前回策定した実施計画の終わりが平成13年3月31日まででありましたので、前回の達成、あるいは未達成を踏まえた上で、13年度からの実施計画を5月28日に策定いたしましたものでございます。

それから、市民向けの配布文書の整理、削減というふうなお尋ねもございました。平成12年度における配布文書の実態は115件、延べ231回となっております。その内訳は全戸配布が86回、一部地域の全戸配布が68回、全戸回覧が46回、一部地域の回覧が13件となっております。市民向け配布文書の整理削減につきましては、これまで平成10年に策定した大綱の実施計画に基づき広報委員会において協議していただくとともに、庁内の打ち合わせ会議を開催しまして、継続的なイベントなどで市民に定着しているものについては、市報の紙面充実によりチラシ等を廃止できないかどうかについての検討を行い、年金だよりを初め消防だよりなど発行回数削減や、フリーマーケット、農業と物産まつりなどのイベントのチラシ廃止を行ってきたものでございます。

配布文書を廃止、統合する基準というような話もございましたけれども、各課において行政改革大綱実施計画の方針を十分踏まえ、市民向け配布文書の整理削減に向けて取り組んでおるところでございます。

また、本年2月に開催しました平成12年度の広報委員会におきましては、13年度におきましても配布文書の整理削減について御協議をいただいたところでございまして、今後とも広報委員会においても御協議をいただきながら、市報の充実を図りつつ市民向け配布文書の整理削減を図っていきたいと考えておるところでございます。

次に、時間外勤務のことで申し上げます。

時間外勤務は公務のため、臨時または緊急の必要がある場合に勤務を命ずるものでございまして、通常業務については時間内に終了できるように、これは当然努めなくてはならないものでございます。ただ市民の利便性を考えるとき休日によるイベントの開催や用地交渉、そして夜間の会議などのために行う業務もあるわけで

ございます。そのような業務に係る時間外勤務については、休日の振り替えなどにより縮減を図っていかねばならないと考えております。

また、8時半から午後5時までの勤務時間を勤務の特殊性、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務している、いわゆる勤務時間を8時半から5時にこだわらず別に定めている職員のように、今後はその拡大をも検討してまいらなければならないと思っております。

さらには、夜遅くまで勤務した次の日、遅い時間に出勤するなどの方法がとれないかも検討していきたいと考えております。

次に、窓口業務の延長について申し上げます。

このことにつきましても、行革の実実施計画において行政サービスの向上という観点から、証明交付など窓口サービス業務時間を夜間まで延長し、市民サービスの向上を図ろうとしておりますが、その実施内容につきましては、5月25日に庁内の検討会を設置しまして、実施に向けて検討しておるところでございます。

それから、自動交付機のことでございますが、これは現在国において住民基本台帳ネットワークシステムを整備し、住民票の広域交付を予定している平成15年度に向け、自動交付機によるところの発行に向けても検討することといたしております。

それから、公民館長の民間人登用の御質問にお答えいたします。

御案内のように平成2年11月に社会教育委員会から教育委員会に答申されました寒河江市における生涯学習推進体制のあり方と生涯学習振興の方策の中では、地区公民館長には地域に精通した方を地域内から選任すべきであるとのほかに多くの提言がありましたが、今般、行革の一環として取り上げたのは、地区公民館長の民間人の登用を行革の実実施計画に検討課題の一つとして計画したところであります。

次は、クア・パーク関連について答弁申し上げます。

民活エリアの各事業者の進捗状況でございますが、現在建築中でありますところのホテルシンフォニーにつきましては、平成14年3月、来年の3月のオープンを目指しているところでございます。建物の概要につきましては、コンベンションホールや露天風呂、多目的ホールなどを備えた建物でございまして、構造は鉄骨鉄筋コンクリート造り7階建て、建物の延べ床面積は5,600平米、収容人員は約140名のホテルでございまして、一龍につきましては、本年5月からの外構工事に着手されており、順次建物の建築にも取りかかられると聞いておるところでございます。チェリーランドさがえにつきましても、本年中に建設工事に着工なさるとのことでございますので、緑化フェアまでにはオープンしていただけるものと思っております。

それから、ヤマコーと滝の湯ホテルについてでございますが、それぞれ会社内部での調整やら、金融機関との調整を行っているとのことでございますので、それらがクリアされれば建築に着工されるものと思っております。

それから、ホテルタウンでございますが、ホテルタウンのクア・パーク進出計画の中心となっていた代表取締役佐藤洋さんが平成12年9月27日亡くなられたわけでございます。そして、計画を断念されたものでございます。ただし土地については、隣接している株式会社ホテルシンフォニー代表取締役佐藤悌次郎氏に譲渡したい旨の承認の願いが平成13年5月28日付でありましたので、平成13年5月30日に土地の譲渡について承認をしたところでございます。

それから、民活エリア開発推進会議についてのお尋ねがございました。

昨年6月の定例会におきましても一般質問で御回答したところでございます。この民活エリア開発推進連絡会は、民活エリアの開発について総合的に検討し、開発事業の円滑化を図ることを目的として発足したものでございます。御案内のように会長は、さがえ西村山農業協同組合代表理事組合長になっておられるわけでございます。民間事業者とさがえ西村山農業協同組合及び市で構成されております。連絡会では開発事業に関する調整事項を協議することとなっているため、必要に応じ会長が招集し開催するものでございます。したがいまし

て、この団体の任意性からその開催の状況を明らかにしていくという必要性はないと考えておるところでございます。

それから、中国パールについての進捗状況についてもお尋ねがございました。

昨年3月とそれから6月と9月の定例会、毎回のように一般質問でありましたので、それに回答したとおりでございます。これまで申し上げてきた内容を軸として検討なされているようでございます。最近私も直接伺ったわけでございますけれども、必ずや実現していただけるものと確信しているところであり、今後とも早期着工に向け働きかけてまいりたいと思っておるところでございます。

それから、地域総合整備資金貸付金のことでのお尋ねがございました。

平成12年度において民活事業者に貸し付けした資金1億1,600万円の本市が起債を発行した総合整備資金の借り入れ利率は1.23%でございます。そのうち75%は地方交付税に算入されますので、実質市が負担すべき利子は25%分であり、御案内のとおりでございます。この25%を金額にすれば35万6,000円でございます。

それから、同じく総合整備資金について、今年度についての内訳をどのように見込んだかというようなことでございますが、チェリーランドさがえが3億円、一龍が2億円、ホテルシンフォニーが1億8,400万円を見込んで計上しているところでございます。貸付金は貸付対象事業に係る借り入れ総額の20%相当分であり、6億8,400万円を当初予算に計上したところでございました。

以上です。



佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 一問回答をいただいたんですが、非常に不十分だというふうに思いますので、再質問させていただきたいというふうに思いますが、行政改革の実施計画の点検、総括、やはりこれはだれが見てもわかるようにきちんと文書で、議会にも計画は出しているわけですから、当然総括についても文書で出させていただきたいというふうに思いますし、その中で二、三、できない、できなかった、今回 3 点説明がありました、このほかに例えば公共工事のコスト縮減方針の策定をする、こういうふうな計画があったというふうに思いますが、縮減方針の策定文書はちょっと記憶にないので、これが策定をされていたのかどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、審議会等委員選任の見直しという中に女性の比率を上げる、登用を進めるという項目がありましたけれども、これが平成 9 年度には 12.8%であったそうではありますが、平成 12 年度までどれほど到達をしたのか、あとこれで十分だというふうに考えておられるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、単独補助金等の廃止、合理化、こういう項目がありまして、運営補助の 10%削減、研修事業の廃止、納税貯蓄組合、国民年金組合の事務費交付金の廃止、これをやってきた、非常に評判悪かったわけですが、実施をしてきた。これの効果、幾らほど削減がなされたのか、この点についてどのように把握をしているのか、具体的にお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、実施時期が 5 月 28 日策定したんだ、前回の実施計画が 3 月末であったので、それを過ぎてから点検、見直しをした、こういう趣旨だというふうに思いますけれども、それでちょっとお尋ねしたいんですが、5 月 28 日庁内の行政改革推進委員会が出された資料があるわけです。これが私どもに 31 日、28、29、30 日、3 日間しかたっていないわけですが、若干内容が異なっている部分があると、そういう部分があるということであります。

例えば、単独補助金の廃止、合理化については国民年金組合事務交付金の廃止などの検討、こういうことでありますけれども、庁内の推進委員会にはスポ少の大会参加補助金の補助率の見直し、小・中学校文化大会、中学校体育大会参加補助の補助率の見直しなどが項目に上げられておったというふうに聞いています。ところが、議会に示された実施計画書にはない。これはいつどのような格好で変更になったのか。書いてはいないけれどもやられるお考えなのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、職員の能力開発等の推進について、職員研修の充実という項目があったようではありますが、この部分についても削除されていると。

また、公共施設の設置及び管理運営について、各公共施設の節電と維持管理費の徹底という項目が削除され、地区公民館長の民間人登用の検討、こういう項目は 28 日の庁内の検討委員会、推進委員会にはなかった。なかった項目が突如挿入をされ、今まであった項目が削除されていると、こういう実態があるわけです。

こうした訂正なり変更、これが 28 日議論されてそういう意見が出て、満場一致決まってそういうふうになったのだということであれば理解するわけではありますが、そのような意見もなかったと。こういう中で突如変更された理由、どこでどういうふうなことで変更になったのかお尋ねをしたいというふうに思います。

時間外勤務の縮減に関連して、職員労働組合との協議、この辺はどうなっているのか、答弁がありませんでしたのでお伺いをしたいというふうに思います。

チェリークア・パークの民活エリアの関係でありますけれども、シンフォニーは大体 7 階建ての 140 名、今工事をしているわけですからそれはわかります。しかし一龍とチェリーランドさがえは、今年度融資を受けるということで計画をされているわけですから、当然地域総合整備資金の融資を受けるとすればその実施計画書というか、そういうものを当然出さなければならぬのではないかとというふうに思うんです。

したがって、この資金計画あるいは事業計画書、こういうものを添付をして融資の申し込みをする、こういうふうな定められているわけです。したがって、こうした資金計画や事業計画書がどうなっているのかと。当

然これに基づいて今回の融資枠を積算をしたのではないかというふうに私は理解をしているわけでありませうけれども、この辺がどうなっているのかということ再度お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、民活エリア開発推進連絡会の開催状況でありますけれども、明らかにするという性質のものではない、こういう答弁でありました。この議論は何回か前もしてきているわけです。そういう中で平成 12 年 3 月に推進連絡会が開催をされて、その中で全国都市緑化フェアまでにお互いにオープンをするということで確認をしたと、こういうこの議場でも報告を受けているわけでありませう。そういう計画からすると何も明らかにする必要はないということ、また固執をする必要はないのではないかと。素直に開催されていないならいない、そういうことで答弁してはいかがなんでしょうか。何回なら何回、そして実はおれんところおくれしていると、それで 14 年度に立ち上げるから勘弁してくれとか、そういう率直な話し合いがやはり必要なのではないかというふうに思うんです。お互いに民間の開発会社同士が腹の探り合いという時期ではないのではないかというふうに思うんです。

今、立ち上げないと当然全国緑化フェアには間に合わないわけでありませう、このフェアが過ぎた後に建てても本当に採算がとれるのかと、こういうことも当然経営者ですから考えているというふうにも思うわけでありませうけれども、そうした本音の話をするためにも、やはり推進連絡会の開催をきちんとやってお互いに率直な話し合いをしていく、そして進めていく、こういうことが重要なのではないかというふうに思います。開催状況について再度お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、中国パールのスパリゾートの関係でありますけれども、これまで話をしてきたとおりだ、こういうことで必ず建てていただけるものと確信している、こういう答弁でありましたけれども、私どももそう信じたいと思っているわけです。あるいはそのほかの宿泊部門の開発業者の方もぜひ早く立ち上げてほしい、こういうふうに願っているのではないかというふうに思うんです。だめならだめで考え方もそれぞれの開発業者にはあるのではないかというふうに思いますし、市長はことし、今 6 月ですから 4 月に中国パールの本社にたしかに行っているというふうに思うんですけれども、この際、社長とどうい話し合いをなされてきたのか教えていただきたいというふうに思います。

また、この土地の売買契約書にはそれぞれ買い戻し特約条項がありませう、原則として分譲土地の引き渡しを受けた日から起算して 2 年以内に施設等の建設に着手し、3 年以内に営業しなければならない、こういうことでこれができなかった場合は買い戻しすることができる、こういうことで特約条項があるわけでありませう。そういう意味でやはり無理なものは無理、できないものはできない、こういう決断を腹藏ない話し合いの中でやっていく時期なのではないかというふうに思っているわけでありませう。

特に最上川舟運の話もしましたけれども、それに加えて今の小泉内閣が推し進めている聖域なき構造改革、この構造改革の一環に公共事業などに対する起債の交付税措置、そうした交付税措置分を見直しをする動きがあります。地方交付税を減らすという端的な言葉にも表現されているわけでありませうけれども、今の基準を見直すということではなくて、そうしたことも内容的には含んだ見直しだというふうに言われているわけです。そうすればこの今回、平成 10 年度から貸している地域総合整備資金の貸付金の 75% の利子、これも今地方交付税に算入される、こういうことになるんですが、こうしたものも見直されれば自治体負担、こういうふうになる危険性もあるわけでありませう。今の小泉内閣であればそういうことを実行される危険性が大だというふうには言わざるを得ない、このような危険なリスクも含めて、こういう状況の中でまだ開発を推し進めようとしているのか、そうした関連も含めて買い戻しや現在の国の行革、そういうことも捉えて、どのような考え方なのかお尋ねをしたいというふうに思います。

以上お尋ねして 2 問にさせていただきます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 女性の比率は上がってきておりまして、数字的なことは後ほど担当の方から申し上げます。また、そのほか納税貯蓄組合等々のことにつきましても担当から申し上げたいと思っております。

それから、本部会議のときからは提出したものは変わっておりません。本部会議の前に、私が本部長でございますから担当課長と本部会議に出すところの資料を十分検討しておるわけございまして、それを各課長が列席しておるところの本部会議に図っておるわけございまして、本部会議に出してから資料が変わったのではないかというような、どこからそういう話を持ってきたのかわかりませんが、そういうことはございません。

それから、一龍とかチェリーランドの総合整備資金債、これはいずれ詳細なものが出されて、そして借受申請というものが出されるんだろう、このように思っております。

それから、民活エリアの推進協議会のことでございますけれども、先ほど答弁申し上げたとおりでございます。

それから、中国パールの問題につきましては、先ほど申し上げたとおりございまして、やると言っているわけございますから、それを受けて私たちも今後十分に早期着工ということをお願いしてまいりたいと思っております。

それから、総合整備資金云々と、それから交付税措置の見直しが今骨太の方針でやられておるわけございますけれども、どういうふうになんか変わるのかということが全然わからないわけございまして、そういう段階で答弁は差し控えたい、できません。

佐藤 清議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 お答えします。

女性の比率でございますが、9 年度は 12.8%、12 年 4 月現在では 18.2%まで上昇しております。

以上です。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 補助金の合理化関係ですけれども、団体の運営補助金につきましては、平成 10 年度から毎年原則 10%、原則 3 年継続してやってまいりました。その額が 48 万 7,000 円でございます。あと国民年金の関係でございますけれども、これも組合員数割 10%削減というふうな形で、削減額は 18 万 4,000 円という形になります。

あと公共工事のコスト縮減に関する方針でございますけれども、これにつきましては平成 10 年度に定めております。これの一応の計画期間を 11 年度から 13 年度としておりますので、そちらの方の総括はまだ出ておりません。

佐藤 清議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 お答えします。

時間外関係でございますが、週休の振りかえにつきましては、年 5 回ということで組合と確認はいたしております。

以上です。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 非常に答弁が不親切だというふうに思うんですが、中国パールのスパリゾートの関係で、4月にお会いになったということは認められるのかどうか。その際、例えば早期着工を今までお願いしてきたというお話だったんですが、その4月の時点でも中国パール販売株式会社の社長さんに直接会われたわけですから、そういうお話もなされたのかどうか、明確にお答えをしていただきたいと思います。

それから、1億 1,600万円に対する本市の利子負担分、25%分ですが、35万 6,000円という答弁がありましたけれども、これは単年度なのか、15年返済ですから15年間トータルの金額なのか、12年度分なのか、その辺ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

あと、地域総合整備資金貸付金の関係ですけれども、いずれ借り入れ申請が出されるというお話でありましたけれども、この地域総合整備資金の融資を受ける場合、事前協議もあると思います。それと大体事前協議をして融資できると、こういう見通しが、内諾を受けて正式というか、開発業者は地方公共団体、正式に融資の申し込みをするわけです。それと一緒に事業計画書と資金計画書を添付して出すと。この申込書をもとに地方公共団体は審査をした上で、地域総合整備事業団へ調査検討を依頼をすると、こういう制度になっているわけです。その調査をしている結果を受けて、地方公共団体は地方債の予算の議決を経なければならないと、こうなっているわけですから、3月の定例会でこの予算を議決をしたわけです。

そういうことからすれば当然、開発業者からの融資の申込書、事業計画書、資金計画書、当然出されていると私は思うんです。その事業計画書に基づいて今回の3社に対する6億 8,400万円の枠を議決をしたと。貸しつけの際はまた若干違うというふうになるのかどうかわかりませんが、そういうふうになってくるのではないかというふうに思うんです。事業計画書に自分の建物の概要、こういうものが当然あるべきなのではないかというふうに思うんですが、その辺がこれから申請が出されるような市長の答弁でありましたけれども、この辺について再度お尋ねをしたいというふうに思いますし、買い戻し状況についての考え方、この辺についても再度お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、行政改革実施計画書、どこから入手した資料だか、探してきた資料だかわからないけれどもという、人を侮辱したような発言でありますけれども、これはどこからなんていうのは言えませんが、見せてもらった資料によるとそういうことであったということなんです。これは本部会議というのはいつ開かれたんですか。庁内の行政改革推進委員会が28日開かれたと。そして策定期間も28日だと、こういうふうに先ほど市長は答弁なされました。本部会議の資料と推進委員会の資料が違うということになるんですか。本部会議はいつ開かれたのか、この辺について明確にお答えいただきたいと思います。

以上、3問です。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 中国パールの件でございますけれども、話し合いするために行っているわけでございますから、そういうことでございます。

それから、行革会議は行革会議の本部会議というのがあるわけで、これが 5 月 28 日に開催したわけでございます。その前に、本部会議に出す前に、当然本部長としてそれなりの担当の方との話し合いはすると。ですから本部会議に出てからは、本部会議に出した資料というものは、これは変更されていないということでございます。

そのほかにつきましては、地総債の事務的な手続のことについては、担当の方から申し上げます。



佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 地域総合整備資金の貸付の利子につきまして、35 万 6,000 円につきましては単年度分を見込んだところであります。

それから、まだ借り入れ申し込み申請が出されておきませんので、実施設計が固まり次第、実施設計も含めて申請されますので、これから借り入れ申し込みが出されるものと思っています。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 56 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

地域振興課長より発言の申し出がありますのでこれを許します。

地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 買い戻しの件につきまして申し上げます。

クアパーク民活エリアの土地の分譲契約書の中に買い戻しの特約の条項がございます。内容は、原則として土地の引き渡しを受けた日から起算して 2 年以内に建設に着手または 3 年以内に営業しない場合は、市は分譲土地を買い戻すことができる条項になっておりますが、各事業者の計画作工を願っているわけでありまして、買い戻しをする考えは持っていないところであります。

## 松田伸一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 4 番について、19 番松田伸一議員。

〔19 番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 私は、家庭内の問題として社会教育が話題になり、家庭内のしつけのあり方が問われている昨今、家庭教育に関する事柄を中心に社会教育に関心を寄せている方々を代表し、順次質問してまいりますので、教育委員長の明快で誠意ある回答をお願いいたします。

学校教育と社会教育の連携についてですが、私はこれまで二十数年間、寒河江市の社会教育にさまざまな面からかかわってまいりました。この間、市民の皆さんから寄せられた御意見などを踏まえ、3 月議会に引き続いて家庭教育などの課題を含めた質問をさせていただきます。

まず最初に、学校教育と社会教育の連携について質問いたします。

学社連携とか、社会学連携などという言葉聞いたのが遠い昔のように思いますが、現在では連携をさらに進め、学校教育と社会教育が融合してこそ教育の目的が達成されるものと言われております。最初のころは、学社連携か社会学連携かを真剣に討議している会合に出席し驚いたことがあります。我々一般市民は社会学でも学社でもどちらでもよいことでありまして、要するに互いに協力し合いながら地域教育力の向上をどう図るかが課題であるのに、方法論で終始した会合を不思議に思ったものです。

育成会の役員を経験した立場から申せば、子供会の事業に中学生の参加率の悪さが長年の課題であります。ある地域の子供会では、中学生を子供会組織から外してしまった地域もあります。このような場合、子供会を育成している地域の育成会を指導する立場にある公民館とかが何ら具体的な指導ができないものかと常に疑問を持っておりました。担当主事と学校に何度も出向きましたが、地域活動に積極的な参加をしていないのが実情であります。多感な生徒たちの地域社会への参加が欠乏していることが虞犯につながるが多いと指摘されていることを踏まえ、学校行事として社会に参加するだけでなく、地域の人たちが呼びかける活動に児童・生徒の参加を促すためにこれからの対策を伺います。

そこで、教育委員会として社会教育と学校教育では中学生たちを社会の組織に参加させ、連携を保つにはどのようなことが必要と考えているのかお伺いいたします。

家庭教育のあり方については 3 月議会でも家庭教育問題に触れましたが、ことしの 4 月、新やまがた青少年プランが発表になりました。この中で青少年問題の深刻さが浮き彫りにされています。青少年が問題行動を起こした場合、必ずといっても過言でないほどマスコミなどでは問題の原因は家庭にあると指摘しています。このプランの中でも家庭における現状と課題の中で、第一番目に家庭教育力の低下を指摘しています。その中で過保護、甘やかし、しつけ、教育の無関心、放任などの問題点が指摘されており、家庭の教育力が低下している、規範意識の涵養、しつけなど家庭本来の役割を十分果たせず、学校に過度な期待を持ち、依存する傾向が見受けられます。親自身の社会規範の希薄化という問題が見受けられ、親の役割について意識改革を図る必要があると述べています。

2 番目には、父親の存在の希薄化と親子のコミュニケーションの不足を上げています。仕事中心の父親、職場進出する母親、社会経済活動の 24 時間化などから家庭における親の不在、親と子の一緒に過ごす時間の減少などの傾向が見受けられ、親子のコミュニケーションを図るための会話が不足していること、パソコンなどの普及や少子化などにより子供が個室で一人遊びで過ごす時間の増大などによる家族との対話不足、自然との触れ合い、屋外で野遊びが減少していること、青少年の食生活では個食、朝食の欠食、食卓を中心とした家庭団らんの喪失、加工食品や特定食品への過度の依存が見受けられ、心身の健康への影響が懸念され、性情報のはんらんに伴う青少年への悪影響なども心配されています。地域意識、近隣意識がなくなり、家庭の孤立化も

進んでいます。このように現状を分析しています。

このようなことから、家庭教育の向上と子育てに対する環境を整備する必要があります。家族の小型化、母親の職場進出などによって家庭様式が変化しているため、地域で家庭を支援する必要があると思います。

3月議会では寒河江市公民館連絡協議会や子供会育成会、PTAなどの活動事例を紹介していただきました。この事例を踏まえ、課題としてどのようなことが提起されていたかを考えますと、そこで伺います。

この青少年プランに示すように、過保護や甘やかしが招く結果として身だしなみ、言葉づかい、しつけ、食事、正しい情報の把握、地域社会との共生などの社会規範の涵養と言われるものの遊びの場の提供をだれがいつどのような方法で伝えるのか、また、教育機関としてどんな方法をとる必要があると考えているのかを伺います。

の地区公民館と分館の役割については、まず最初に、5月31日に行われた議員懇談会に示された13年度から15年度に実施される見込みの行政改革大綱の説明がありました。公共施設及び管理運営について伺います。このことについてはさきに伊藤諭議員も触れられましたが、別の観点からお伺いいたします。

地区公民館長の民間人登用についてですが、この発端となっているのは平成2年11月に社会教育委員会から出されました答申に基づいているとの説明がありました。この答申については私も起草委員の一人として参加しておりました。答申にはこうあります。答申の2番目に中央公民館、地区公民館の項目がありまして、(3)に民間人登用を促すような文章が見られます。この文章にはこう書いてあります。「地区公民館は地域と密接に結びついて学習の企画・運営、社会教育団体などの育成、分館活動への援助などを行う施設であることから、館長は地域に精通し継続的にその任に当たる人材が望ましく、地域内から選任すべきである。また、事務局体制として係長、主事を配置する」とありますが、民間人を登用するなどということは一言もありません。ただ館長は地域に精通し、継続的にその任に当たる人材が望ましく、地域内から選任すべきとあるとありますが、この項については前段の(1)に新しい時代の要請にこたえ地域と密接に結びついて事業を展開し、豊かな人づくりと住みよい地域づくりを一層進展させるためには、地区公民館の設置について再検討すべきである。設置基準としては人口、地形、交通、社会教育関係団体などを勘案すれば小学校区単位に設置するのが理想である。文化センターに併設になっている東部地区公民館は、地区公民館としての機能を十分果たしていない状況にあるため、これを分離独立させることが必要であると述べています。

小学校学区ごとに地区公民館が設置された後とか、設置する気運が高まった場合には民間人登用も考える必要に迫られるであろうということ、さきの民間人登用に付随するような項目が生きてくるということです。したがって、小学校区ごとに地区公民館設置が実現せず、機運すら見えない段階で、民間人登用というのは機運が醸成するまで凍結するなどし、答申を尊重していただきたいと思うのですが、そこで伺います。

地区公民館長に民間人登用は教育委員会で十分討論を重ねた上で結論を出されたと考えるのですが、その経緯の中でどのようなことが論議されたのか伺います。

寒河江市の場合、中央公民館、地区公民館、分館、それぞれ連携を保ちながら独自の活動が展開され、独自性を発揮しております。地域性の特性を生かす上で重要なことだと思います。生活課題として生涯学習の機会が多く提供され、余暇時間の有効利用や年代別、趣向別に各人が学習目標を立て、学べる機会に即応した傾向に進まれていることは大変望ましい傾向にあると思います。しかしながら、現在の社会的な現象として地域連帯の希薄化が問題になっています。分館が主催する文化祭、運動会なども事業そのものの転換期に差しかかったのか、参加者の減少が浸透しております。

そこで伺います。このような現象に分館がどのように対応すべきか。地域連帯感の欠如がどのようなことを地域活動に影響を与えるのかなどの課題解決に地区公民館の対応をお伺いし、第1問を終わります。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 社会教育について、学校教育とのかかわりについてお答えいたします。

21 世紀を担う子供たちは地域の宝であり、健やかに育つことを市民 1 人ひとりが等しく願うものであります。最近の社会環境の急激な変化の中で、いじめ、不登校、ナイフ殺傷事件、薬物乱用、社会参加体験の極端な欠如など、青少年をめぐるさまざまな問題が山積しており、これらの問題解決には家庭、学校、地域こぞでの取り組みが求められております。このような中でみずから考え、判断し、行動する心身ともにバランスのとれた子供を育てるためには、社会教育と学校教育とが緊密な協力関係を築くことが大変重要なことだと考えております。

学校教育と社会教育のあり方については、それぞれ独自の機能を発揮し、相互の足りない部分を補完しながら協力しようとする学社連携の考え方や、役割分担を前提とした上で学習の場や活動において両者の要素を部分的に重ね合わせながら一体となって子供たちの教育に取り組んでいこうという学社融合の考え方がありますが、いずれの方法で事業を実施する場合におきましても、相互の十分な理解と協力が必要なことであります。

平成 14 年度から学校週 5 日制が完全に実施されますが、学社連携、または融合による教育・学習活動がますますその重要性を増してくるものと思います。このため、地域においては家庭や近所同士、町内会、学校、公民館や分館などとの連携により互いにコミュニケーションを強めるとともに、子供会育成会、各種少年団などの活動の活発化を図ることが大切なことだと思います。

また、学校においてはそれぞれの学習目標や課題を地域に発信し、理解と協力を求めながら地域の学校づくりを積極的に展開していくことが大切だと思います。

御質問の地域の人たちが呼びかける活動に児童・生徒の参加を促すための対策についてでございますが、実際、近年分館や各地区で開催しているみこし祭りや運動会、文化祭などへの参加が固定化し、減少している傾向が見られます。この対策については非常に難しい問題ですが、分館同士互いに意見を交換して課題意識を高め、参加を促すための対策を練って根気強く働きかけていく以外に方法はないのではないかと考えております。また、斬新なアイデアの事業を計画したり、主体的に事業を進めることのできる環境づくり、企画の段階からそのスタッフとして加えることなどで、意欲とやりがいを持って参加できるようになるのではないかと考えております。

以上、申し上げましたことを踏まえ、社会教育と学校教育とが事業の教育的意義について理解を深めるとともに、学社連携を進めてまいりたいと考えているところです。

次に、家庭教育についてお答えいたします。

新やまがた青少年プランの家庭における現状と課題の中で、家庭教育力の低下、父親の存在感の稀薄化とコミュニケーション不足が指摘されております。家庭教育力の低下の背景には、親自身の社会規範に対する考え方の稀薄化という問題が見受けられ、親の意識改革を図る必要があると考えております。これまでも父親フォーラム、子育てシンポジウム、子供の地域活動を推進する懇談会や子供を持つ母親との連携による家庭教育学級などさまざまな研修会、学習会が開催されております。さらに、家庭教育手帳や家庭教育ノートの活用を図るとともに、今年度からは就学前の子供を持つ保護者を対象とした子育て講座を開校する予定であり、家庭教育力の向上を図る学習の場になるのではないかと考えております。

いずれにしても、家庭教育の問題は広くて深く、一朝一夕で解決できる問題ではないと思っております。親の背中を見て子供は育つと言われてきましたが、その言葉の中には親の無言の教育力が込められているのではないかと考えております。親はだれからも見られて恥ずかしくない態度、よりよく生きる手本になるような背中を持つことが何よりも大切なことだと思います。そんな背中を意識しながら、親が変われば子供たちにも新たな意

識が芽生えるのではないかと思います。忙しい毎日の生活の中でも親と子の会話の時間を見つけ、常に目配りや気配りを忘れず、自覚と責任を持って子供に接し、根気強く見守っていくことが家庭教育の基本ではないかと考えております。

青少年健全育成県民会議のキャッチフレーズである「大人が変われば子供も変わる」ことを親と子が接する家庭の場から実践していかなければならないことだと思っております。教育委員会としても、今後とも家庭教育力の向上にかかわる取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、地区公民館と分館の役割についてお答えいたします。

現在、市内には東部、南部、柴橋、西部の四つの地区公民館と 57 の自治公民館があり、それぞれ地区公民館の分館として位置づけられ、連携をとりながら活動しております。地域づくりと生涯学習の拠点施設として公民館の果たす役割は重要であると考えております。自治公民館は地域の身近な課題解決や自分たちの地域をどのように良くしていくかの活動が本来の公民館活動であると認識しているところです。

御質問の行政改革大綱の実施計画についてであります。公共施設の設置及び管理運営についての中で、地域に根ざした運営を推進していくことを基本方針として、今後の課題と推進策として平成 2 年に社会教育委員会会議の答申である「寒河江市における生涯学習推進体制のあり方と生涯学習振興の方策について」の具現化について積極的に推進しているところです。答申の中に地区公民館の配置については小学校区にすることが望ましいことや、東部地区公民館の分離独立などが盛り込まれております。地区公民館の配置については八つの地区を担当する公民館主事をそれぞれ配置していることで、地区での活動に対応できていると考えております。

また、東部地区公民館については 3 地区で構成する地区公民館として地域に定着し馴染まれており、現在の体制でより機能的な運営が図られていると考えております。

さらに、答申では地区公民館の管理運営について地区と密接に結びついて社会教育団体の育成、分館活動への援助等を行う施設であることから、地区公民館長を地域に精通し、継続的にその任に当たれる人を地域内から選任すべきとしています。教育委員会としても行政改革の取り組みと地域に根ざした公民館であるとの考え方から、地域に精通した民間人の地区公民館長への登用について検討してまいりたいと考えているところです。

次に、地区公民館と分館の役割についてであります。分館活動はそれぞれ地域の特性を生かし、自主的な企画で運営されております。学習会から趣味の講座、レクリエーション、運動会など地区で計画した参加しやすく魅力ある事業が公民館活動の原動力になるものと思います。地区公民館としても分館事業との共催や後援の立場で事業実施に機材や物資の貸し出し、計画や準備への支援、さらには分館活動の先進的な事例や情報を提供して自治公民館の主体的な活動を支援しているところです。

今後とも自治公民館でもある 57 分館で構成する公民館連絡協議会の活動を通して、分館活動の研修についてはより具体的、実践的で効果のある研修が行われるよう指導してまいりたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 御答弁ありがとうございました。

学校と社会教育の連携については、なかなかうまくいっていないのが現状のような気がします。社会教育に携わっている人たちが教育に対して、学校の先生方はこういうと語弊があつてうまくないんだけど、教育に携わっている人たちが、一般人が公民館とか、それから分館とかの役員とか主事とかやっているわけで、教育に対して専門的な知識を持っているわけではありません。その人たちが地域の社会教育的な事業を計画したり、参加を要請するために学校に伺ったときに、まず御理解ある先生方はそうでもないんですけども、初めて学校に伺ったりすると「何だ、素人が教育に口出して」というような風潮が私には心にひどく刺さります。

ですから、私たちも、私たちというよりも公民館の主事さんとか、館長さんとか、全く教育に関しては専門的な知識を受けているわけではなくてわからないわけです。そういうふうな人たちをやはり社会教育側の方で、指導するというと語弊があるかもしれませんが、みんなで勉強する場というのが私はあるというか、今でも行われていると思うんですけども、それは一応公民館連絡協議会とかでいろいろ自主的に勉強やっているわけですけども、そういうようなことを地域の地区の担当者と一緒にひざを交えて討論したり、会合する、話し合いするという機会が非常に今は少なくなっているような気がします。私が 20 年ぐらい前主事をやっていたときにはもっと主事さんとひざを交えて、あるいは地区公民館と地区内の分館との連携が相当うまくいっていたように、その当時は、手前みそになるかもしれませんが、そういうような感じを受けていた時代があります。

でも、現在を見ますと社会情勢の変化と一言で言いくるめればそうなるかもしれませんが、非常に多岐にわたっての事業とか、複雑化している社会状況の中でそう簡単にはできないかもしれませんが、もう少し公民館と分館との連携した研修機会を、外に出て研修するばかりでなくて、内部で各分館を訪問し合ったりしながら系統的に学習する機会が私は必要だなということを感じております。そういうようなこともひとつぜひ実現していただきたいと思います。

それから、各小学校区ごとに地区公民館を配置するということは、それまでその答申が出た後、南部分館ができたわけですけども、分館として独立したのは答申後それ一つだけになっているわけです。それから、東部地区公民館については三泉、西根、中部学区とかの地域が合同してあの庁舎の中に入っているわけですけども、連携がうまくいっていると言いますけれども、やはり中学校学区があそこでも陵東学区とそれから陵南学区が混ざってあの部屋の中に配置になっているわけです。特に寒河江地区は中部学区と寒小学区に分かれているわけで、そういうふうなことも勘案してやはり東部地区公民館の中でもまず寒河江地区だけでも、本町地区だけでも独立した地区公民館の設置というものをぜひ実現していただきたいと思います。

それから、学社連携の第一の課題としては、ずっと前にも何回もこれは取り上げているんですけども、このたび学校教育課から学校教育だけをまとめた冊子が発行になりました。それについては寒河江市の教育ということで 1 冊に社会教育と学校教育の連携した、寒河江市の教育ということでその冊子を 1 冊にまとめて発行していただきたいということをずっと要望してきましたけれども、まだ 1 回だけあります。担当者から聞くと課題が多い、課題が多い、難しい問題が多いという話が聞かれます。なしてあんな質問したんだよということまで言われましたけれども、違う問題、難しい問題を 1 カ所に集まって話し合いをするだけでも非常に大きな効果が生まれるのではないかと思います。それは大変だから、難しいからといって、年に数回の発行で今は経過しているわけですけども、ぜひ来年は土曜日休みが毎週になるわけです。そういうふうなことも含めてぜひ 1 冊の本に来年度はまとめて発行するというをここで約束していただければ非常にありがたいと思います。

そういうような意味で社会教育、学校教育の中で課題としてはたくさんあると思います。そんなことを担当

者同士一つのテーブルを囲んでいろいろ話し合うことが大きな寒河江市の教育に対しての、まとまった形では出なくても話し合いのプロセスとして私は役立つのではないかなと考えておりますので、ぜひ実現していただきたいと思います。

家庭教育については、私からいろいろ言うまでもなく問題点として把握しているようではございますけれども、私はそれらに、家庭がさまざまな問題にどのように対処したらいいかわからないのが現状ではないかと思っております。プログラムとしてたくさんありますけれども、本当に主催者が参加していただきたい家庭の人たちは参加できないのが実情だと思っております。そんな場合どうするかということをもっと真剣に討議して、参加しやすいようにするには非常な努力が必要だと思っております。細分化したり、それから地域ごとに懇談会を開いたり、懇談会もいろいろな形式があると思っておりますけれども、そのような懇談会の主催する、それから仲立ちをする人たちの養成なども大変だと思っております。そういうふうな人たちが今は公民館活動推進委員ということで委嘱されている人が大勢おります。そのような人たちに話し合いのまとめ方の研修とか、問題点のつかみ方とか、さまざまな細かいことと言えばテーブルの配置の仕方とか、集合時間の設定の仕方とか、それから問題点を探る手法とか、さまざまあると思っておりますけれども、そういうふうな研修がこれまで一度も行われてきませんでした。せっかくのそういうふうな意欲のある人たちの集団の人たちを寒河江市の社会教育の先駆者としてもっともっと活用する、活動する場を設定していただければその人たちも意欲を持って地域に問題点をフィードバックして、さまざまな細かい家庭教育の問題とか、それから小さい赤ちゃんのしつけの問題とか、雑談の中から解決の方法が生まれてくるのではないかと考えているのですけれども、いかがなものでしょうか。

それから、県のプランができました。これもずっと前から何度も申し上げていることではございますけれども、寒河江市として子どもたちをどのように育てる指針をつくっていただきたいということを要望申し上げておりましたけれども、これは社会教育課だけでなく、もちろん子供にかかわる農業体験とか、それから福祉面とか、青少年にかかわるさまざまな部署があると思っておりますけれども、そういうふうな人たちが一つのチームを組んで、寒河江市の子供たちを、教育長は子供は宝と言いますが、子供は宝でないという人はだれもいないと思っておりますけれども、その宝をどのようにして磨くかということをやはり考えていただきたいと思っております。

それから、地区公民館ですけれども、この話題は松田孝議員も言っておられましたけれども、醍醐小学校は今度新しく新築されるわけではございますけれども、醍醐小学校で寒河江市の小学校の建築は一巡するわけではございますけれども、また新たな出発点となるわけではございます。そこでもっと地域に開かれた学校ということが今盛んに言われております。問題は、地域に開かれた学校というよりも、地域にある学校ではなくて学校の中に地域があると。地域の中に学校をつくるのではなくて、学校の中に地域を取り込むと、そういうふうな発想で私は新しい学校づくりをやっていただきたい。

鳴り物入りで寒河江市はオープンスペースの学校をつくりましたけれども、これも時代の流れで、ある程度反省点が見えてきたように思います。デメリットもささやかれる時代になってきました。そういう点も踏まえて、教育というものは常に新しい時代に向かって変遷しながら発展するのだと思っておりますけれども、そういうような面で醍醐地区にそういう幼児学級を併設できないのであれば、古い校舎のところにつくったり、それと、これからだんだんとふえてくる御老人方の憩いの場と、それから働く人が非常に多くなって学童保育対策とか、そういうふうな面を勘案して、だれでも自由に、だれでも気軽に使える地区公民館としての役割を担いながら、そういうふうなものがつくれないかどうか検討していただきたいと思っております。

これで第2問を終わります。一応答弁をいただいてから3問のことを考えたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。



佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 第 2 問について私からお答えいたします。

今、松田議員からおっしゃられましたけれども、開かれた学校づくりということでさまざまな取り組みをやっているわけですが、これの基本になるのはやはり学社連携、学校教育と社会教育の連携というふうに思っております。それが具体的な場面で公民館の館長さんとか、分館の主事さんが学校に行ったときに、何か教育の専門家でもないのになどというふうな冷たい態度をとられるなどということは、これは決していけないことなので、私はいろいろな会合等で開かれた学校づくりの意味等についてお話をしているところですが、まだまだ徹底していないというふうに反省しているところです。

開かれた学校づくりというのは、学校の課題を地域にただ示して地域から協力を得るという一方的なものでなくて、地域の課題をきちんととらえて、学校として何ができるかというふうな、地域の課題にこたえられるような学校づくりを目指すというふうな、両面的なものがあるというふうに私は思っております。

それから、公民館同士、あるいは分館と公民館の連携がうまくいっていないということですが、さまざま担当者がいろいろ意見を練り合わせながらやっているわけですが、これもまだまだ不十分だというふうに思っております。連携を強めてやっていかなければならないというふうに思っております。公民館連絡協議会とか、分館主事さんの集まりの会なんかでいろいろ意見が出され、研修をしているわけですが、それがなかなか実を結ばないというのが現実ではないかというふうに思っています。

それから、寒河江市の教育、これは 1 冊にまとめてということですが、学校教育の方は非常に意図的、計画的、組織的に年間を見通して計画が立てられるわけですが、社会教育の方は具体的な細かいことまで決定するにはなかなか時間を要するというふうなことで、実際内部で検討すると難しいという部分が出てくるわけですが、大事なことをきちんと示すというふうなことは可能なはずですので、内部で十分検討して実現する方向で考えてみたいというふうに思っております。

あとは、市の子供を育てる指針づくりという御提言をいただいたわけですが、寒河江市にはさくらんぼ市民憲章というのがあるわけですが、これを何とか学校で教材化できないかというようなことで、中学校では各学年、最後の 3 学期の終了式のときにそれを活用しながらやっているというふうな取り組みも出てきております。

市の子供を育てる教育憲章みたいなものできないかというようなことも私も考えたんですが、市民憲章と重なる、そして子供たちも大事な一市民でございます。そしてまた、大人社会に入って市民として活躍してもらおう立場の子供たちですので、その辺の市民憲章というものを教材化できないかというふうなことで考えているところでございます。

いろいろ御提言いただきましたその点も十分考慮しながら、今後社会教育の方を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 松田議員。

松田伸一議員 ありがとうございます。

さくらんぼ憲章についてはこの 3 問でも提案しようかなと思っていたところですので、よろしく御配慮お願いしたいと思います。

学校教育の 1 冊にまとめるようひとつよろしく御配慮お願いしたいと思います。その際、一応蛇足だと思えますけれども、図書館とかも、それから児童館とかも遊びの場もひとつぜひ余白があれば入れてもらいたいと思っております。

家庭教育については、幼児期の読書の導入期といいますが、それが非常に今活発に展開されておりますけれども、それを家庭教育の中でどう生かすかとか、それから家庭で今一番社会をにぎわしているのは、やはり健康を維持する第一番目の要素として考えられている食事の問題があると思います。昔ですと一家団らんの時間は夕刻の夕げの時間と決まっておりましたけれども、今はさまざまな職業の変化によりましてそれがだんだんと、団らんを考えている家庭では朝食にだんだんと移っているところが多くなってきているとかという話もあります。それから、栄養のバランスとかさまざまあると思えますけれども、食事の面でこれから取り組む、食事を家庭教育としての取り組み方をこれからどう模索すればよいかとか、そういうようなことをぜひテーマとして考えていただきたいと思えます。

食生活改善の食改とかという組織もあると思うんですけれども、そこでも小学校とかを対象にした親子料理教室も開かれていると思えますけれども、それも年次ごとに食生活を考える、家庭生活の中で、例えばお年寄りとか、それから幼児とか、そういうふうな組み合わせも、普通ですと家庭の食事をつくるというのが一般的に言われている、イメージ化するのは食事づくりというとすぐ主婦とか女性とかを思い浮かべますけれども、これからの家庭の仕事の分担は、男女それぞれ特性を生かしながらお互いに補うということが家庭の一つの原則となるような気がしますので、その点も一つ一つ中学生の学校給食の問題なども非常にこの議会でも何度か問題になりましたけれども、学校でまだ中学校学校給食をやらないならば、弁当のとり方とか、それから食事の、中学生ぐらいですから努力すれば自分で弁当をとれると思うんですけれども、そういうふうな食事の方法とか、それから炊飯器の使い方とか、簡単な魚のさばき方とか、油の使い方とか、そういうようなことも実際社会教育の中でやろうと思えばできる課題ではないかなと私は思っています。もしできなかつたら分館活動の中でやったりすることも私は可能だと思います。

ですから、分館に補助金を新しくする場合は出しているわけですがけれども、もっとこういうふうな施設をつくったらこの施設をつくる補助枠を拡大するとか、各地域ごとに分担を持たせて、年寄りのサロンをつくるのであればこの地域はこうだとか、そういうふうなモデル的なものを指定してやっていただければ、もっと地域活動も活発になるのではないかと。地域間の交流も図られるのではないかなと考えているんですけれども、そういう点を勘案しながら家庭教育の充実に努めていただきたいと思えます。

寒河江市の学校ということで、図書館とか、そういう面も拡大して考えていただけるかどうか、それだけお返事いただくようにして、第 3 問終わります。

佐藤 清議長 学校教育課長。

草苅和男学校教育課長 食生活の問題について御指摘がございましたけれども、昨年度 2 学期から 3 学期にかけて、市内の小・中学校全児童・生徒を対象にして食生活についての実態調査をさせていただきました。その後、検討委員会を組織をいたしまして、学校の先生方ではありますが、いろいろ分析やら話し合いをしていただき、一応報告、提言をいただいているところであります。その提言をもとに現在教育委員会でどのような取り組みが、あるいは指導が必要かというふうなところを検討しておりますので、十分それらのアンケート調査も生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

## 佐藤暘子議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 5 番について、16 番佐藤暘子議員。

〔16 番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 本日最後の質問となりました。

教育委員長には盛りだくさんの質問が集中いたしまして大変お疲れのことと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

私は、日本共産党と子供たちの教育に深い関心を寄せておられる市民を代表し、教育行政について教育委員長の見解をお伺いいたします。

2002 年度より小・中学校の授業は改訂された教育制度のもとで週 5 日制となり、授業の内容も大きく変わろうとしております。来年度より使用される小・中学校の教科書がことし 7 月から 8 月初めにかけて採択されます。今、その前段の教科書展示が採択区ごとに行われております。これらの教科書の中には「新しい歴史教科書をつくる会」の主導で編集され、扶桑社から出版された中学校歴史・公民の教科書が含まれております。この教科書の執筆者である西尾幹二、藤岡信勝、小林よしのり氏らは現代使われている中学校の歴史、公民の教科書は自虐的であり、子供たちが自分の国に誇りを持ち、国を愛する心を育てることができないという理由から、新しい歴史教科書をつくる会を立ち上げ、全国各地に支部を結成して独自の歴史観に基づく教科書づくりを行ってきました。

さらに、その教科書を採択させることを目的とした「小・中学校教科書採択制度の改善について」などの請願活動を全国的に展開してまいりました。

また、この教科書の執筆者である西尾幹二、藤岡信勝氏は、全国の教育委員会に対し「国民の油断」という文庫本を送ってきております。これらの行為は、教科書の事前宣伝、事前採択活動として禁止している独占禁止法に抵触するものです。

私は、平成 12 年 12 月議会において、新しい歴史教科書をつくる会の活動に対し、教育委員長に見解を伺っております。これらつくる会主導の歴史・公民教科書の内容は、日本は天皇を中心とする神の国の精神が随所に見られ、太平洋戦争を大東亜戦争と書くなど、侵略戦争に対する反省が全く見られません。この教科書に対しては、韓国や中国政府から厳しい批判と修正を求める声明が出されており、国内においても学者や文化人などから抗議の声が挙げられています。

このような背景があるにもかかわらず、検定申請をしたつくる会の歴史・公民教科書は 137 力所もの修正に応じ、文部科学省の検定に合格しました。137 力所もの修正要求が出されたことは異例であり、検定に合格したこと自体驚くべきことです。さらに驚くことは、採択前にもかかわらずこれらの教科書を市販本として一般の小売店で売り出されたことです。このことも前代未聞です。

この市販本には表紙に「国民に判断してもらいたい、これが話題の教科書だ」と書かれた帯がはめられています。教科書出版各社は採択前に刷れる見本版を 1 万冊とする協定を守ってきたのですが、つくる会主導の歴史・公民教科書を出版した扶桑社は、ルールを無視して書店での販売をしております。この行為に出版各社から不平等だとの抗議の声が挙げられているのも無理のないことです。

さて、私は 6 月 5 日、教科書展示場になっている村山教育事務所で検定に合格した小・中学校の教科用図書の展示を見てまいりました。小・中学校合わせれば 100 種類以上と思われる教科用図書が展示されておりました。中学校の歴史・公民教科書だけでも 8 社の図書が展示されております。私は最も関心の強い中学校の歴史教科書に焦点を絞り、8 社の教科書内容をじっくりと比較してみました。私の感想は扶桑社以外の図書にも幾つか問題点は見受けられましたが、ほぼ各社同じように常識的な記述内容となっております。しかし、扶

桑社発行の歴史教科書は全く異質のものでした。著者独自の歴史観が貫かれており、137カ所もの修正が行われたとはいうものの、つくる会が目指した新しい教科書の真髄は生かされておりました。子供たちが自分の国に誇りを持ち、愛国心をはぐくむことのできる自虐的でない教科書とは一体どんな内容なのか。中国や韓国政府は何が問題だといって修正を求めているのかを挙げてみたいと思います。

まず、この教科書の特徴としては、日本は天皇を中心とする神の国であることを印象づける内容になっています。古代史においては神武天皇やヤマトタケルノミコトの武勇伝を2ページにもわたって書いており、ヤマトタケルノミコトや神武天皇が東征したと言われる神話上のルートを実際のごとく地図にあらわしております。また、日本の神話と題した項では4ページにもわたり日本の国の成り立ちやイザナギ、イザナミノミコトなどの神話が記載されており、戦前の教科書に逆戻りしたのではないかと疑われるような内容になっております。

近代に入り、日清、日露、第1次世界大戦等においては日本が戦勝国だったことを誇り、侵略戦争を美化しています。日露戦争の記述では「国家の存亡をかけた日露戦争」という見出しで、日本がロシアに勝利したことでさまざまな成果を勝ち取ったことを列記し、日露戦争は日本の生き残りをかけた壮大な国民戦争だった、日本はこれに勝利して自国の安全保障を確立した。有色人種の国日本が世界最大の陸軍大国だった白人帝国ロシアに勝ったことは、抑圧された民族に独立への希望を与えたなどと戦争勝利を誇らしげに書いていますが、その結果どれほどの人命が失われ、どれほど多くの戦費が費やされたか、陰の部分は全く書かれていません。

韓国併合についても他社の教科書には侵略という言葉で日本が朝鮮を併合し、植民地にしたこと、さらに天皇に直属する朝鮮総督府が置かれ、朝鮮を支配したことや土地を奪われ、生活に困った朝鮮人が日本や満州への移民を余儀なくされたこと、日本国内には朝鮮人への賃金の差別や社会生活上の差別が強まり、朝鮮人を蔑視する意識がつくられていったこと、一方、併合に対する朝鮮人の強い抵抗があったことなどが記載されております。しかし、つくる会の教科書には侵略という言葉も、植民地にされた朝鮮人民がどのような状態にあったかなどは記載されておられません。

今、中国や韓国政府が修正を求めている最大の問題は、日本が行った侵略戦争と植民地支配を反省しないばかりか、太平洋戦争を大東亜戦争と呼び、この戦争がアジアの独立を進めることに役立ったなどと述べていることです。満州事変については、中国人による排日運動も激しくなり列車妨害などが頻発した。さらに日本にとって北にはソ連の脅威があり、南からは国民党の力も及んできたなどと、戦争の原因が中国側にあるような書き方をしています。

また、最も残虐な事件として知られている南京虐殺については、極東軍事裁判の項で触れています。この内容を書き出してみますと、「東京裁判では日本軍が1937年（昭和12年）日中戦争で南京を占領したとき、多数の中国人、民衆を殺害したと認定した。なお、この事件の実態については資料の上で疑問点も出され、さまざまな見解があり今でも論争が続いている」と東京裁判を疑問視し、南京事件が歴史的に確定した事件ではないように書いています。しかし、南京事件は国際的にも確定している事実であり、何人もの証人が具体的に事件の証言をしているのです。

このような歴史教科書には、挙げれば切りがないほど事実と反することや、中国や韓国人たちの感情を逆なでするような内容になっています。歴史を見る目や考え方は人によっていろいろあると思います。それをどのように表現するかも自由です。しかし、未来を担う子供たちが学習する教材としては事実を記載すべきだと思いますし、戦争の歴史があれば加害と被害の両面がわかるものであり、子供たちが自分の力で判断する材料になるものでなければいけないと思います。

こういった観点から、つくる会主導の教科書は子供たちの教科書としては不適切なものだと考えますが、いかがでしょうか。

また、日本政府は1998年、日韓共同宣言を結び、当時の小淵首相は過去の植民地支配に対し深く陳謝し、

金大中大統領との間に友好関係を発展させることで同意をしています。

同じ1998年11月には、中国の江沢民主席との間でも同様の日中共同宣言を結んでいます。今回の教科書問題はこれらの共同宣言を踏みにじる重大な問題です。137カ所もの修正を加えてもまだ誤りが指摘され、近隣諸国との友好を損ねるような教科書はもともと教科書としてふさわしくないものであり、文部科学省はこの教科書の検定を取り消すべきだと思いますが、教育委員長はどのように考えられるかお伺いいたします。

次に、歴史を学ぶ意義について伺います。

つくる会主導の歴史教科書では、「歴史を学ぶとは」とのタイトルで次のように述べています。「歴史を学ぶのは過去の事実を知ることだと考えている人が多いだろう。しかし、必ずしもそうではない。歴史を学ぶのは過去の事実について過去の人々がどう考えていたかを学ぶことなのである」とあります。さらに、最後に「歴史を固定的に動かないもののように考えるのはやめよう。歴史に善悪を当てはめ現在の道徳で裁く裁判の場にすることもやめよう。歴史を自由なとらわれのない目で眺め、数多くの見方を重ねてじっくり事実を確かめるようにしよう」とあります。この考え方には過去の歴史を振り返り、過ちは再び繰り返さないという反省の上に立って次の時代に引き継いでいくといった視点が欠けているのではないかと思います。

その国の歴史はその国単独だけでつくられるものではなく、芸術や文化、宗教、物流、民族の移動や交流などなど互いにかかわり合いを持ち、影響を受け合いながら歴史を刻んでいるのだと思います。特に日本を取り巻くアジア近隣諸国との関係から見れば、近現代史は戦争の時代を抜きにして歴史を語ることはできません。韓国や中国を初めアジアの諸国では、日本による侵略の被害を受けた国として、加害者である日本との大きなかわりの中で歴史がつくられてきたのです。ことに併合とか開放などといった言葉のまやかして、祖国を蹂躪され屈辱を受けた人々の怒りや苦しみは、半世紀を過ぎた今も消え去ることはありません。

日本の国は加害者として相手国に与えた加害の事実に向き合って、その痛みを理解することが大切だと思います。今、どの教科書からも従軍慰安婦の記述がなくなり、南京虐殺の記述も南京事件として多くを語らず、つくる会の教科書においては事実をゆがめるような記載をしています。歴史を学ぶということは、戦争を引き起こした原因が相手国にあったなどという言いわけを学ぶのではなしに、加害の事実を直視し、深く反省し、二度と再び同じ過ちを繰り返さないための教訓とする、それが本当の歴史を学ぶということではないでしょうか。

さらに、加害に対する反省とおわびがなければ、友好的な国際関係をつくり上げることはできないと思いますが、教育委員長の見解をお伺いいたします。

次に、教科書採択に当たり、従来のやり方を変更、改善した点はあるのかどうかお伺いいたします。

前段で私は昨年12月議会で教科書採択についての質問をしたことを申し上げましたが、その答弁の中で、教育委員長は採択制度について「現行の制度はおおむね定着しているが、運用について文部省の提言を踏まえ、一層の改善を図られるよう検討しております」と答えておられます。今回の教科書採択に当たり、内容がこれまでと変更になったり、改善されたりした点はあるのかどうかお伺いし、第1問といたします。

教育委員長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育行政についてお答えいたします。

扶桑社が発行する中学校の歴史教科書が、教科書検定あるいは採択にかかわって大きな議論になっていることは御案内のとおりであります。その過程において 100 カ所を超える修正を求められたり、さきの大戦の記述が中国、韓国の反日感情を生んでいることなどについても承知しております。しかし、文部科学省の教科書調査官の調査に付され、文部科学大臣の諮問機関である教科用図書検定調査審議会による答申に基づき、大臣が検定した結果、教科書として使用する資格を得ているわけでありますので、採択すべき候補の一つであることは事実であります。したがって、使用する教科書については、西村山地区教科書採択協議会で公正に選定された結果を受け、慎重に採択してまいりたいと思います。

扶桑社発行の教科書についての見解についてということですが、現在、西村山各市町教育委員会の委任を受け、採択協議会で慎重に研究を進めている段階でありますので、特定の発行者の教科書について、支持あるいは反対の評価をすることは差し控えたいと存じます。

次に、歴史を学ぶことの意義についてのお尋ねですが、一概に申し上げられない難しいものもあろうかと存じます。過去の事実を知る過程で、過去の人々がどう考えていたかを学ぶことも必然的にかかわる問題であり、過去の教訓や反省を生かし、よりよい未来を構築するために学ぶという側面もあります。また、その国の政治制度や国家体制、あるいは民族のよりどころとする価値観によって、歴史が異なるのも事実であり、歴史的事実の評価はまちまちであることも認識する必要があるものと思います。

さて、教科書は学習指導要領に基づき各教科のねらいを達成し、指導すべき内容が適切に盛り込まれていることが基本であります。究極的には、日本国憲法の前文に示された我が国の国民としてふさわしい資質や能力を育成するためのものでなければなりません。それは当然に平和を愛し、アジア近隣諸国とも友好を保ちながら人類の福祉に貢献しようとする国民を育成するものでなければならぬと考えます。

したがって、歴史教科書の選定に当たっては慎重に検討してまいりたいと考えております。

最後に、教科書採択に当たっての変更点や改善点について申し上げます。

本市では、西村山 1 市 4 町の関係教育委員会で構成する西村山地区教科用図書採択協議会に教科書の選定を委任し、各教育委員会の決議をもって決定しております。平成 14 年度から小・中学校で使用する教科書の採択に当たっては、保護者や市民により開かれた教科書採択を目指し、本年度次の 3 点について取り組んでおります。

一つは、保護者などの意見を十分反映するために、本年度から新たに若干名の保護者代表等委員を加え審議するように規約改正を行っております。今年度は各市町の代表 1 名ずつ、計 5 名を保護者代表委員に委嘱し、従来の教育委員長、教育長、計 10 名の方々に加え、広い視野から意見をいただくことになっております。

二つは、教科書展示会を充実し、その広報にも努めております。これまでも教職員はもちろん一般の方々にもごらんいただき、いろいろな意見をいただいておりますが、巡回展示及び法定展示会の期間や時間をこれまで以上に長くしたり、学校以外の公共施設をより多く利用するとともに、各市町の広報で広く知らせております。

三つには、情報の開示ということでもあります。開かれた教科書採択を推進し、教科書に対する市民の信頼を確保するために一定の範囲で公表することを検討しております。採択協議会委員や研究員の氏名、協議会規約や内規、研究員からの報告書など、公表の範囲については採択協議会で現在検討中ではありますが、採択の公正確保の観点から慎重に扱うべき内容でもあり、各地区の動向を見ながら十分検討して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 1 問答えていただいたわけですが、やはり私の思ったとおり教育委員長の見解は、文部省の検定を通過してきた教科書であるから意見は言えないというようなお答えだったと思いますが、私は教科書採択に責任を持つ教育委員長として、やはり独自の見解をお持ちなのではないかというふうに思います。

この歴史教科書が問題になっているというのは、文部省が検定を合格させたのにもかかわらずいろいろな歴史上の誤った点ですとか、また外交上の問題なんか近隣諸国に大きな影響を与えているということで、それを修正するような意見が出されているわけで、これは外交上にも大きな影響を与える問題だというふうに思います。日本ではこれまで何度かこの教科書問題をめぐって諸外国からのいろいろな批判があったわけですが、このような批判に答えるという意味で、近隣諸国条項というものをつくりました。これは教科書採択に当たっては諸外国の感情も考慮に入れてそれを採択するという項になっていると思いますが、このたびのこの歴史教科書、つくる会の歴史教科書においてはそういう近隣諸国条項というものが考慮に入れられていなかったのではないかと疑われるような内容になっております。

これが文部省の検定を通過してきたということで、採択をする教科書の一つに入っているのだと、候補に入っているというふうな御答弁でしたけれども、それではこの教科書の中に教育勅語が全部載っているということは教育委員長は御存じでしょうか。この教育勅語といいますのは、天皇の名によって発布され、天皇が日本国の創始者であるということで、天皇の言うことはもう絶対なんだということから、道徳的なこと、そしていったんこの国に問題ができたとき、いったん緩急あればというような言葉で表現されていますけれども、そういうようなことがあったときには、命を捨てて天皇陛下のために働きますというようなことが書いてあるわけです。それが今、このつくる会の教科書には載っているわけです。そして、この教育勅語が近代日本人の人格の背骨となったというような非常に肯定的なことが書いてあるわけです。

この教育勅語は、1948 年 6 月の国会において日本国憲法の精神に矛盾するものだということで国会で無効宣言がなされているものです。こういう無効宣言になったものが 21 世紀を担う子供たちの教科書の中に出てくるということ自体が、憲法を否定する教科書ではないかと私は思うのですが、教育委員長はその点いかがお考えになりますか。責任を持って子供たちを教育する教育委員長としては、こういう教育勅語のようなものが載っている教科書でいいというふうに考えておられるのかどうかお伺いします。

それから、歴史を学ぶことについてなんですが、教育委員長は歴史の評価は人によってまちまちだというふうなことをおっしゃいました。けれども、歴史を学ぶことというのが非常に大切だなと思ったことが、私はある人の話で聞いておりますけれども、それは女性バイオリニストの諏訪内晶子さんという方です。この方がアメリカに留学をされたときに、音楽の勉強のために来ている人たちが各国から集まってきているわけです。その中で韓国の女性がこの諏訪内さんのところにつかつかと歩み寄ってきて「あなた、私の両親は日本語が話せます。その意味がわかりますか」と言って去っていかれたというんです。諏訪内さんは一瞬何を言われたのかわからなかったと。後でいろいろ調べてみたら、韓国は日本の支配下におかれて、そして言葉も日本語をしゃべるように、そして創氏改名と言いまして名前も日本の名前に変えられた、そういう非常に屈辱的な歴史を送ってきた、そういう両親がいたのだということを知ったんだそうです。それまで諏訪内さんはそういうことを学校でも習ってこなかったし、そういう歴史があったということを知らなかったと。だから知らないことが非常に恥ずかしい思いをしたというようなことを言っておられました。やはり信頼の根幹には歴史観があるのだということとそのとき感じたということなんです。

ですから、歴史教育というのは、これからの世界的に羽ばたいていく若い人たちにとって非常に大切なものであるというふうに思うんです。国際社会の中ではもう自分の国だけが世界じゅう偉い国なんだとか、国民なんだとか、自分たちの祖先は優秀だったんだとか、そういう自国だけの狭いナショナリズムの考え方では世界



にもう通用しなくなっているんです。国際的で親善を深めていくためには、相手国のそういう歴史も共有しなければいけない、そういうことがあると思うんです。

ですから、歴史の評価はまちまちかもしれません。けれども、その国その国の歴史は、アジアの場合はことに近隣諸国との関係なしには歴史を語ることはできないわけです。ですから日本の歴史を教えるときにはやはり相手側の被害に遭った国の歴史も教える、そして被害の事実、加害の事実を直視してそれを教えていく、そういうことが必要だというふうに思うんですが、教育委員長、その点いかがお考えですか。

この近くにも朝鮮人が連行されたところがあるわけです。永松銅山、あそこには朝鮮人が連行されて、あそこで過酷な労働をさせられた。そしてその朝鮮人たちがそういう過酷な労働に耐えかねて暴動を起こした、そういう事実もあるわけです。ですから、子供たちにはやはりそういった相手国の被害に遭った人たちのことなどもきちんと教えていく、そういうことがこれからの近隣諸国との友好を深めていくためには大切なことだろうというふうに思います。

それから、教科書採択についてのことですが、今回は協議会委員の中に地域の代表者、父母の代表者、委員を入れていくというようなことを言われましたけれども、これはどのような基準で選考されていくのか、どういう方法で選考されるのか教えていただきたいと思います。

以上で2問といたします。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 余り長い質問なので忘れた部分もあるかと思いますが、よろしくお願いいいたします。

一つ、教育委員長の意見をしっかりここで言うべきだというふうな御意見が一番最初にあったと思いますが、先ほども申し上げましたように、教育委員会というのはいろいろな意見の人が教育委員会の中に集まって、それを代表するのが教育委員長でして、私自身がここで意見を言ってしまって、やはり今教科書採択委員会で研究しているのに影響を与えるというのは差し控えたいと思いますので、ここではやめたいと思います。

それから、近隣諸国条項を見なかったのではないかというふうなことですけれども、このことに関しては文部科学省で許可しているという限りにおいて、向こうの方は商売ですので、よくこれは検討した上だろうというふうに私たちは信ずるよりほかはないのではないかというふうに思っております。

それから、その次、教育勅語に載っていることを知っているかということですが、私は載っていることは知っております。しかし、あれが過去の事実としてこういうことが行われたというふうなことで載っているということではないかというふうに思っております。

それから、歴史教育はやはり私も同感で大切なものだと思います。先ほども申し上げたように憲法の前文に載っているような人間を育成するためのものだというふうに思っております。

それから、いろいろ教える場合に、いろいろな永松の事件とかさまざまなおっしゃいましたが、すべてをやはり教科書ですので記入するということはできないのではないかというふうに思っております。やはりその歴史をつくる場合の、今授業から離れましたのでよくわかりませんが、やはりそれに目標に合ったものを、例えばさっき言った憲法の前文にあらわれた人間を育成するために、その歴史をどのように教えるかというものを取捨選択して教科書の中に入れるというふうなことです。全部教えることはできないのではないかというふうに思っております。しかし、事実はある程度教えるべきだというふうに思っております。

それから、教科書採択協議委員ですけれども、これは市町村から 1 名ずつ、市町村に選んでもらうというふうな形をとっております。

以上でございます。

佐藤 清議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 教育勅語のことですけれども、これは過去にこういうことがあったということで記載しているであろうと、教育委員長は今おっしゃいました。そうであるならば、この教育勅語は 1980 年に無効になったのだというようなことも記載すべきだと思います。これは記載になっておりません。

それから、今まで申し上げましたけれども、さまざまな見解の相違があると思いますので、これ以上論議しても結論というものは出ないというふうに思います。ですけれども、何を基準にして教科書を選ぶのかということは、教育委員会がこれに責任を持って選ぶということになっているわけですから、これは採択区ごとに協議会を設けて、その研究委員がいろいろ研究をして、その研究したもののの中から今度は絞って行って、各教育委員会がそれを採択するという手順になるというふうに思いますけれども、その絞られたものからどういうものを基準として教科書として採択をされていくのか。幾つか絞られたものが出てくるというふうに思いますけれども、それをどのような観点でそれを採択していくのかということをお伺いをしたいと思います。それは教育委員会に大きな責任があるというふうに思います。

それから、採択協議会の研究委員の中には現場の教師を入れるなというような請願をしているようなところもありますけれども、私は今回展示会を見てきまして、百何十冊もの教科書があるわけですから、それを教育委員会が独自に選びなさいというような考え方については非常にこれは難しいことだと。そういうことはできないだろうというふうに私は感じてきました。ですから、これは研究会がある程度の選考をしてというふうになると思いますけれども、その研究会員の中に現場の教師などは入れるべきではないというような意見があったわけですが、私は子供たちの教科書を一番わかるのは教師でありますし、いろいろな進みぐあいとか、その土地土地の学習のやり方とか、教科書のどれが使いやすい教科書かというようなことがあると思いますので、これは教師の意見を最大限尊重すべきだというふうに思いますけれども、その点どのように考えておられるかお伺いをしたいと思います。

それから、展示会で見に行った人たちがいろいろ感想を書いてくるものがありました。そういう意見というものはどのようにこの採択にかかわってくるのかをお伺いしたいと思います。

今の質問わかりますか。展示会を見にいったときに、それぞれ感想を書いて入れてくる箱がありました。意見を書くものです。そういう展示を見にいった人の意見というものがどのように反映されるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、これは 3 問ですので、最後に申し上げておきたいと思いますが、やはり教科書を採択する教育委員会といたしましては、本当に子供たちが未来の社会において、国際的にも協力して友好な、国際社会の上でも交流ができるような、そういう教科書を選ぶべきだというふうに思いますので、どうぞ公正な立場で、そして公明な採択をしていただきたいと思いますということをお願いしたいと思います。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 最初の基準について、何を基準にして絞るかというふうな問題に対しては、専門家の教育長の方から。

それから、3番目の一般の人の意見をどう取り入れるかについても教育長の方から答弁いただきます。

2番目の教科書の現場の教師を研究委員として採用しないのかというふうなことですけれども、これは佐藤議員と同意見でありまして、当然教師が加わるべきだというふうに判断しております。

保科弘治教育長 教科書を選ぶ基準ということですが、大きく何点が言われると思いますけれども、1番目は、まず第一に公教育における教育水準の維持向上ということ、それから2番目は適正な教育内容、今度は基礎・基本ということが非常に大事にされておりますので、そういった基礎・基本が盛られているかどうか。そして、教育の中立性の確保という観点からどうかと。さらに、具体的に言いますと学習指導要領に示された教科の目標達成に必要な内容が適正に盛られているかというふうなこと、あるいは内容の程度が各学年とか、あるいは生徒の心身の発達段階にうまく合っているかどうかというふうなこと、さらには内容の組織配列が非常に勉強しやすい、先生にとっては教えやすい、子供にとっては学びやすい、そういった配列になっているかどうかというふうなことを十分勘案して採択してまいりたいつもりであります。

それから、一つちょっと補足ですが、近隣諸国条項について、文部科学省は国際理解と国際協調の見地にも十分配慮して、検定基準のすべての条項に照らして検討したというふうに述べておりますので、先ほどの委員長の答弁に補足しておきます。

以上です。

散 会 午後 2 時 3 6 分

佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。